

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@nifty.com

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.177

2013年8月1日発行

■憲法9条と平和に生きる権利を世界に広めよう

改憲論の動向と96条改憲論一国会の「発議」の性格論を中心に

明治大学教授

浦田 一郎

1

□平和への権利：国連人権理事会2013年6月第23会期の報告

ジュネーブ訪問の報告

弁護士

笹本 潤

4

憲法から見た国連の議論

名古屋学院大学准教授

飯島 滋明

7

ジュネーブ紀行記

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長

菅野 亨一

9

・資料①：2013年6月決議時のアメリカの発言

12

・資料②：2012年2月作業部会の議事録

13

□大西照雄さんを偲ぶ
青山学院大学教授

新倉 修 40

□9条世界会議・関西2013を成功させましょう

弁護士

梅田 章二

25

□世界社会フォーラム(WSF)チュニジア報告

世界社会フォーラム(WSF)チュニジアでの取組みについて

弁護士

宮坂 浩

26

WSFチュニジアに参加して

Peace Activist

細井 明美

26

実感 戦争と平和 小さい九条の会会員・日本友和会理事

木村 宥子

27

□韓国・民弁との平和交流の報告

弁護士

島田 修一

29

□本の紹介

「沖縄の〈怒〉」

ガバン・マコーマック+乗松聡子著

弁護士 宮坂 浩 41

□編集後記

□JALISA活動日誌

42

■ブッチさんのインターンシップについて

ブッチ・ポンゴスさんの研修紹介

弁護士 笹本 潤

31

困窮する移住民のために法的支援を：

フィリピンの準法律職従事者の日本での任務

Luisito M. Pongos

32

■第18回IADLブリュッセル大会について

IADL事務局長／青山学院大学教授

新倉 修 35



INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@nifty.com

20-4-906, Araki-town Shinjuku, Tokyo, 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.177 Aug1, 2013

| | | | |
|---|--|-------------------|----|
| ■For the Worldwide Implementation of Article 9 and the Right to Live in Peace Trends in the Argument for Constitutional Amendment, and the Argument for Amending Article 96, Concerning Primarily the Character of Motions in the Diet | Meiji University Professor | Ichiro Urata | 1 |
| □Right to Peace: Report on the United Nations Human Rights Council 23rd Session, June 2013 | | | |
| Report on Visit to Geneva | Lawyer | Jun Sasamoto | 4 |
| Discussion on the UN, as Seen from the Japanese Constitution | Nagoya Gakuin University Associate Professor | Shigeaki Iijima | 7 |
| Geneva Travelogue | | | |
| League Demanding State Compensation for the Victims of the Public Order Maintenance Laws | | Kyoichi Kanno | 9 |
| Document 1: US Statement at the Time of the June 2013 Resolution | | | 12 |
| Document 2: Minutes of February 2012 Working Group Meeting | | | 13 |
| □Let's Make the 2013 Global Article Nine Conference in Kansai a Success | Lawyer | Shoji Umeda | 25 |
| □Report on the World Social Forum (WSF) in Tunis | | | |
| Initiatives at the World Social Forum in Tunis | Lawyer | Hiroshi Miyasaka | 26 |
| What I Found at the World Social Forum in Tunis | | Akemi Hosoi | 26 |
| Getting a Realistic Feeling for War and Peace | | Yuko Kimura | 27 |
| □Report on Peace Networking with South Korea's Lawyers for a Democratic Society | Lawyer | Shuichi Shimada | 29 |
| ■Interview with Butch Pongos | | | |
| About Training with Butch Pongo | Lawyer | Jun Sasamoto | 31 |
| Legal Assistance for Needy Migrants: The Mission of Filipino Paralegals in Japan | | Luisito M. Pongos | 32 |
| ■18th IADL Brussels Congress | | | |
| IADL Secretary General/ Aoyama Gakuin University Professor | | Osamu Niikura | 35 |
| □Mr. Teruo OHNISHI in Our Memory | Aoyama Gakuin University Professor | Osamu Niikura | 40 |
| □Books: Resistant Islands: Okinawa Confronts Japan and the United States, by Gavan McCormack and Satoko Oka Norimatsu | | Hiroshi Miyasaka | 41 |
| □Editorial Notes | | | |
| □JALISA Diary | | | 42 |

憲法9条と平和に生きる権利を世界に広めよう

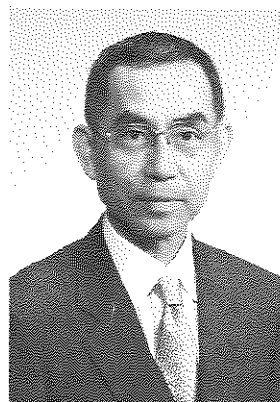
改憲論の動向と96条改憲論—国会の「発議」の性格論を中心に

明治大学教授 浦田一郎

はじめに

広く改憲論をみると、集団的自衛権行使の解禁を中心とした軍事大国化と、新自由主義政策の遂行に適合的な統治機構の再編が考えられ、それらについて解釈改憲と明文改憲の試みが進められている。

そのうち軍事大国化に焦点をあてると、代表的なものでは解釈改憲として自民党の安全保障基本法案(2012年7月)と安保法制懇の再開(2013年2月)の動きがある。明文改憲として自民党の日本国憲法改正草案(2012年4月)がだされ、改憲手続の緩和を目指す96条改憲論が先行してきた。96条改憲論には法的、政治的に多くの問題が含まれているが、本稿では国民主権との関係をとりあげ、そのために国会の「発議」の性格について考えてみたい。



1. 国民主権を理由とする発議要件の緩和論

改憲手続は日本国憲法96条では次のようになっている。「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」自民党案100条では、一定の修正とともに、「三分の二以上」が「過半数」に変えられている。

その改憲の理由は、「Q&A」によれば、手続の硬性の相対的高さと国民主権の障害である。後者は次のように説明されている。「憲法改正は、国民投票に付して主権者である国民の意思を直接問うわけですから、国民に提案される前の国会での手続を余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められていることになり、かえって主権者である国民の意思を反映しないことになってしまうと考えました。」

このような96条改憲論全体に対して基本的に立憲主義からの批判、前者の手続の硬性の相対的高さについて必ずしもそうは言えないなどの批判などがだされている。後者の国民主権の障害についてみれば、1990年代以降の改憲論において一般的に国民主権を強調する傾向がみられる。国民主権を理由とする発議要件の緩和論も以前からあり、たとえば「国民主権、国民が意思を決定するという点から……三分の二から二分の一、過半数ということでの発議……が……必要ではないか」(山下英利議員162回2005(平成17)年3月2日参・憲法4号5頁)という発言などがみられる。

このような国民主権を理由とする発議要件の緩和論に対する批判は、必ずしも適確になされていない印象をもってきた。それは、国会の「発議」の性格に関する分析が行われていないからではないだろうか。

2. 投票の発議論と改憲の発議論

96条1項前段における「発議」は「国民に提案」の「提案」と同じものであると理解されているので、「発議」は何を提案しているかが問題になる。国会は手続的に「国民投票」しようとして提案しているとらえるモデルを「投票の発議論」、実体的に「憲法の改正」を提案しようとしてとらえるモデルを「改憲の発議論」と名づける。このようなモデルに基づく検討を以前行なったことがあり(浦田一郎「改憲の発議か投票の発議か——国会の発議と国民投票の関係」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』(法律時報増刊、2008年)91-94頁)、のちに浦田『自衛力論の論理と歴史』(日本評論社、2012年)211-218頁に所収)、それを現時点で96条改憲論との関係で整理したい。

(1) 投票の発議論

国民主権重視の立場から、一方で国民主権の発揮として国民投票に注目し、他方で国会の発議にはあまり注意を払わない。住民投票のような任意的投票の場合が同様のものとして念頭におかれる。住民投票において地域に原発、基地、ごみ処理施設などを受け入れるかなどが問題になる場合、地方議会は原発などに関する投票を行うことを提案するのであり、原発などの受け入れなどを提案するわけではない。そのことと関わって、提案の要件は単純な多数決であろう。2007年における民主党の国民投票法案には「憲法改正国民投票」のほかに「国政問題国民投票」が含まれていたが(法案132条、国会法改正案68条の7)、後者は同様の性格のもの国政版である。一般的に改憲手続法案が論議のなかでしばしば「国民投票法案」と呼ばれたことにも、同様の発想がみられる。

このような投票の発議論では、改憲内容に反対の国民も発議には賛成しなければならず、反対することは国民主権の妨害として非難を受ける可能性がある。

(2) 改憲の発議論

国民主権を基礎におくが、国民投票のほかに、国民主権の実質的な機能のための慎重な手続として国会の発議も重視される(伊藤真「なぜ九六条を変えてはいけないのか」世界2013年6月号77頁)。憲法96条では改憲の場合の国民投票について国会は憲法上義務づけられており、国会が発議で投票を提案する必要はないので、投票を提案することはありえない。発議によって改憲案が決定されるのであり、発議は改憲を提案している。文言上も憲法96条は「憲法の改正は……国会が、これを発議し」となっているが、その「これ」は「憲法の改正」であり、「憲法の改正」が「発議」・「提案」される。発議に特別多数が要求されているのは、投票ではなく改憲が提案されることと適合的であろう。

このような改憲の発議論では、改憲内容に反対の国民が発議にも反対するのは当然であり、そのことは国民主権の妨害を意味しない。

3. 「発議」の性格論と96条改憲論

以上のように、96条の「発議」は改憲の発議であり、投票の発議ではないと考えられる。投票の発議論は住民投票と改憲投票の違いに注意を払っていない。このようにみても、国民主権を理由とする発議要件の緩和論は発議において改憲案によって改憲が提案されていることを無視し、投票

平和への権利：国連人権理事会2013年6月第23会期の報告

ジュネーブ訪問の報告

平和への権利日本実行委員会 事務局長 笹本 潤

日程：2013年6月3日～7日

参加者：菅野亨一、大矢勝、飯島滋明、高部優子、笹本潤

今回の参加者は、日本実行委員会のメンバーが中心で、憲法学者として初めて飯島滋明さん(名古屋学院大学)も参加しました。会議はいずれもジュネーブの国連欧州本部で開かれました。

6月4日 《政府間非公式協議》

この日、キューバ政府が主催した政府間非公式協議が行われました。これは人権理事会の最終日(6月14日)の決議案を政府間で協議する場で、私たちNGOも参加できました。

キューバは今回の決議の提案国として、CELAC(ラテンアメリカ+カリブ海地域共同機構)が加わることを表明。

協議では、アメリカ、EU、オランダなどが「平和への権利の協議ではなく、平和と人権についての協議を」と主張し、平和への権利が前提となっている決議案の一つの文言が修正されました。コスタリカやインドネシア、コロンビアなどが賛成討論。コロンビアは、自国の平和プロセスについて発言しました。

NGOとしては、私たちの他にスイスのNGOが参加。国際的には平和への権利は多くの国の一致点になっていると発言しました。ここはNGOと政府代表が直接議論できる場でした。

6月5日 《NGOのサイドイベント》

国連の会議室を借りて、日本から7人、海外から7～8人の参加で行われました。スペイン国際人権法協会と日本の実行委員会主催で行われました。

スペイン国際人権法協会会長のカルロス・ビヤン・デュランさんからは、平和への権利キャンペーンが始まってからのNGOの国際的な活動についての報告がなされました。

日本からは5人が報告。1飯島滋明(憲法学者)―日本国憲法の視点から、2菅野亨一(治安維持法同盟)―抵抗権と良心的兵役拒否について、3大矢勝(元国鉄労働者)―世界キャンペーンの実践から、4高部優子(アニメディレクター)―日本の平和教育と平和への権利、5笹本潤(弁護士)―平和的生存権の視点から、でした。日本からの報告はいずれも英語で行われ、ジュネーブに留学中の学生も興味を持って聞いてくれました。

の発議論を展開していることがわかる。

前述の自民党の「Q&A」は、国民投票を抽象的に「国民が憲法について意思を表明する機会」として描いている。しかし井口秀作が指摘するように、国民に意思を表明する機会が与えられているのは、具体的には国会が発議によって提案した「憲法の改正」案についてである(「発議要件の緩和と『国民投票法』」奥平康弘ほか編『改憲の何が問題か』(岩波書店、2013年)159頁)。さらに現実の問題として原則的には、改憲派は国民投票で勝てる見込みが立たなければ、国会で発議しない。安倍晋三首相は、「国民投票で否決されたらその打撃は大きい。そんなに気楽に発議なんてしないよ」と周囲に漏らしていると報道されている(朝日新聞2013年6月18日)。逆に言えば、少なくとも改憲派の主観においては発議の段階で勝負はついているのであり、国民投票はこの前提のうえでなされる。国民投票は抽象的、理念的には「国民が憲法について意思を表明する機会」であったとしても、具体的、現実的には相当に違ったものである。

なお、義務的投票・任意的投票とは何か、そのことと内容の発議・投票の発議との関係について、考察を深める必要を感じている。しかし、今回つめることができなかったので、別の機会に取り組みたい。

投票の発議論に基礎をおいた過半数への発議要件緩和の96条改憲が仮に行なわれたとすれば、投票の発議論がさらに強められるであろう。しかしだからといって、発議が改憲の発議でなくなるわけではない。

おわりに

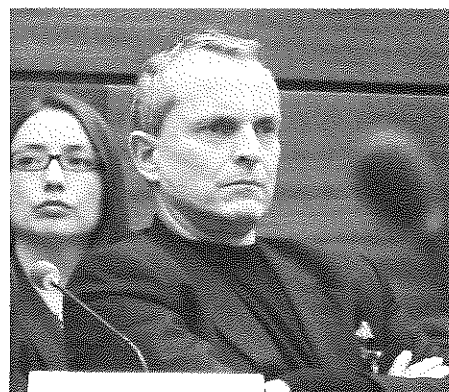
96条改憲論について立憲主義から基本的な批判を行うとともに、国会の「発議」が国民投票の提案ではなく、改憲の提案であることを確認する必要がある。96条改憲論は本稿の執筆時(2013年6月30日)において限定的緩和論や加憲つき緩和論とともに混迷し、失速している。しかし、96条改憲論に現れた国民投票と国民権論・「発議」論との関係は、今後も解明していく必要がある。

自民党は参議院選挙において96条改憲先行の明文改憲を公約とし、選挙後は安全保障基本法案を中心とした解釈改憲に取り組むとみられている。そのなかで中心的に目指されている集団的自衛権行使の解禁は、アメリカの行なう戦争の前線で日本の自衛隊・「国防軍」が戦闘を行うことを意味する。この方向は、アジアの各地で取り組まれている平和運動と強い緊張関係にある。

6月5日 《歌手ミゲル・ボセのサイドイベント》

スペインでは有名な歌手のミゲル・ボセ(Miguel Bosé)が出るサイドイベントがこの日、国連会議室で開かれました。100人以上の人たちが参加し、今までの平和への権利に関するサイドイベントでは最大の参加者でした。ラテンアメリカや他の地域からも多くの人が参加しました。歌手が出るだけで盛り上がるのにはびっくりしました。この日ばかりは作業部会議長の発言よりも、ボセの発言に参加者が注目しました。ボセは、平和への権利のインターネット署名のプロモーションに出演しており、NGO国境なき平和のメンバーでもあります。

企画を担当したスペインのプヤナさんからは、日本でも平和への権利キャンペーンに歌手が参加しないのか、と言われ、検討することになっています。



ミゲル・ボセ

6月7日 《平和への権利に関する一般討論》



左からミコル、カルロス、菅野、笹本(HRC WEBサイトより)

人権理事会の全体会議は会議室20で行われました。平和への権利は議題5(人権機構とメカニズム Human rights bodies and mechanisms)の中の一つのテーマです。

平和への権利の作業部会議長(クリスチアン・ギジェルメ)の作業部会の報告がなされ、各国政府とNGOが発言しました。キューバ、エクアドル、コロンビアから提案説明や賛成討論、インド、スリランカ、モルジブ、中国などのアジア諸国、スペイン、ノルウェー、バチカン、デン

マークなどヨーロッパ諸国、イスラム協力機構などの政府、地域機構の発言があり、NGOからも20近くの発言がありました。

IADL(国際民主法律家協会)からミコル・サヴィアさん、スペイン国際人権法協会からカルロス・ビヤン・デュランさん、国際人権活動日本委員会から菅野亨一さん、日本弁護士連合会から私、などNGOが発言しました。IADLは、1970年代からの国連総会決議、ユネスコなどの国際文書で、平和を権利とすることは国際的に認められてきたことを強調。スペイン協会は、1792の数のNGOを代表して、NGOのサンチアゴ宣言を取り入れるよう要求。国際人権活動日本委員会からは、戦前の日本で反戦的言論が弾圧されたことから、圧政に抵抗する権利、良心的兵役拒否の権利が重要であること。日弁連からは、平和と人権を結合した平和的生存権を国際的にも導入すべきこと、などの口頭発言が続きました。

6月13日 《決議採択》

6月13日12:40(日本時間19:40)に、平和への権利促進決議(主にこれから第2回作業部会を設置するなど手続的内容)が国連人権理事会で採択されました。

賛成30、棄権8、反対9です。反対国は、アメリカ、韓国、日本、スペインなどです。投票にあたってのアメリカの発言は、平和への権利は国際的一致点になっていない、平和と人権の関係については肯定するという趣旨の反対意見です(後掲 資料①参照)。またEU(アイルランド)も同趣旨の発言をしたようです。日本政府は発言していません。

2014年2月の作業部会第2会期に向けて、いよいよNGOの動きが重要になってきました。決議では、作業部会議長はNGOも含む関係者と非公式協議をすることになっていますから、日本に呼ぶことを実現させたいですね。

●投票結果(以下、訳:笹本)

○賛成30ヶ国

アンゴラ、アルゼンチン、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、コートジボアール、エクアドル、エチオピア、ガボン、グアテマラ、インドネシア、ケニア、クエート、リビア、マレーシア、モルジブ、モーリタニア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、シエラレオネ、タイ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ

○棄権8ヶ国

インド、アイルランド、イタリア、カザフスタン、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、スイス、

○反対9ヶ国

オーストリア、チェコ、エストニア、ドイツ、日本、モンテネグロ、韓国、スペイン、アメリカ

●決議内容

1. 作業部会の第2会期を5日間の予定で、2014年の人権理事会25会期の前に開催することを決定した。(通常は25会期は、毎年2月～3月)
2. 国連人権高等弁務官事務所には、作業部会が任務を遂行する上での必要な援助をするよう要請する。
3. 作業部会議長/報告者には、政府、地域グループ、関連する利害関係者との非公式協議を、作業部会第2会期の前に行うことを要請する。
4. また、作業部会議長/報告者には、作業部会第1会期の議論と会期間の非公式協議をベースにした新しい草案を作成するよう要請する。新草案は、考える時間の確保と議論を深めるために作業部会第2会期の前に提出すること。
5. 各国、市民社会、他のすべての利害関係者は、作業部会の作業に積極的、建設的に取り組むこと。
6. 作業部会は進展状況の報告書を作成し、人権理事会に会期前文書として提出し、国連のすべての公用語に翻訳し、26会期(2014年6月)での議論に資するように要請する。

憲法から見た国連の議論

名古屋学院大学准教授 飯島滋明

1. はじめに

2013年6月、笹本潤弁護士、大矢勝氏(元国鉄労働者)、菅野亨一氏(治安維持法同盟)、高部優子氏(アニメディレクター)とともに私は国連人権理事会に参加し、各国やNGOの主張や動きを観察した。本来、私に与えた題からすれば、国連総会での議論や動きを紹介し、憲法的視点からみた問題点を提示することになる。しかし結論から言えば、内容的な議論はほとんどなされなかった。そして、「平和への権利」宣言に関する議論を続けるかどうかといった、手続的な議論が中心だった。2013年6月4日に行われた政府間非公式会議でも、EUやアメリカは「平和への権利についてコンセンサスが得られない」として議論の打ち切りを主張していたのに対し、議長国のキューバは議論を継続すべきと主張し、話は平行線をたどった。こうした事情から、国連での議論は真新しいものはない。そこで本稿では「平和への権利」に対する日本政府の対応について憲法的視点から論じることについて、そのための日本政府の対応を紹介する。6月13日、国連人権理事会では「平和への権利促進決議」が賛成30カ国、反対9カ国、棄権8カ国で採択されたが、反対票を投じたのは、アメリカと並んで日本だった。

2. なにが問題か

(1) 日本政府の「あるべき対応」は

国際法的に「戦争」に関する考え方は「正戦論」⇒「無差別戦争観」⇒「戦争違法化」という流れをたどり、現在にいたっている。「戦争違法化」の段階でも、「国際連盟規約」や「不戦条約」で禁止されたのは「戦争」であるのに対し、「国連憲章」で禁止されたのは「戦争」のみならず「武力による威嚇または武力の行使 (the threat or use of force)」であるように、武力行使を認めないという姿勢も強められている。また、「平和」というものが「基本的人権」を共有するための前提条件という位置づけではなく、「平和」そのものが「基本的人権」であるという考え方に基づく「平和への権利 (Right to Peace)」も、たとえば「平和に生きる社会の準備に関する宣言」(1978年国連総会採択)や「人民の平和への権利についての宣言」(1984年国連総会採択)などで承認されてきた。現在、国連人権理事会で作業が続けられている「平和への権利」の動きは、こうして平和を実現しようとする国際社会の営みの延長線上にある。ところが日本政府はまたしても「平和への権利促進決議」に反対票を投じた。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しよう努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と憲法前文で明記されている以上、日本政府はほんらい国際社会で率先して「平和への権利宣言」の採択のために積極的役割を果たすことが規範的に要請されている。「平和的生存権」が裁判規範となるかどうかについては学説、判例の争いはあるとしても、立法府や行政府に対する指針としての法的拘束力があることについては学説、判例でも争いが無い。ところが驚くべきことに、アメリカに遠慮して広島、長崎のヒバクという悲惨な体験した日本政府が核兵器廃絶等の国連決議で棄権・反対を繰り返してきたのと同様、「平和への権利」宣言を採択しようとする決議に日本政府は反対票を投じてきた。

国連総会などで核兵器廃絶等の決議に日本政府が棄権・反対を繰り返してきたことがあまり知られていないように、「平和への権利」宣言を採択しようとする決議に日本政府が反対してきたことも、メディアでほとんど紹介されていないためにやはり日本で知られていない。アメリカやEUなどが海外での武力行使を行うことへの国際法上の歯止めとなる「平和への権利宣言」促進の動きに反対してきた日本政府の問題点を、主権者である国民に周知させることは、重要な課題となる。

(2) 「平和への権利」と憲法改正の動きについて

「平和への権利」を規範化しようとする国際社会の流れに逆行して、日本では、海外で武力行使ができる「国防軍」を創設しようとする憲法改正が安倍自民政権により進められている。石原慎太郎氏や橋下徹氏が共同代表を務める「日本維新の会」などもこうした憲法改正に意欲的である。2012年12月の総選挙で政権の座に就いた自民党、2012年4月に「日本国憲法改正草案」を作成したが、そこでは日本国憲法前文にある「平和的生存権」は削除すらされている。国連人権理事会での動きを見ていると、日本のこうした状況は「井の中の蛙」との感をもたざるをえなかった。「武力行使」を抑制するために「平和への権利」を国際法典化しようとする議論が国連人権理事会で真剣になされる中、そうした国際社会の動きに逆行して、自民党、日本維新の会などが、海外で武力行使が可能になる憲法改正を目指していることの問題もまた、主権者である国民に提示される必要がある。

3. おわりに

たとえばイラク戦争での民間人虐殺の代表例として挙げられる「ファルージャ攻撃」、2004年4月の攻撃では2つのサッカー場が墓地に変わるほどの死者が出た。犠牲者の大半は女性や子ども、老人だった。米軍は「家から逃げ出そうとしている女性や子どもを撃つ」、「救急車を狙い撃ちする」といった国際法違反の行為を公然と行なった。こうしたイラク戦争でも再び証明されたように、子どもや女性、老人などの非戦闘員にも悲惨な被害をもたらす戦争を決して起こさしてはならないと考えるのであれば、アメリカやEUの戦争遂行への足かせとなる「平和への権利」を国際法典化する動きに賛成することになる。そして、「冷戦を終わらせたのは東側と西側の人々の運動である」とガルトウングが述べているように(ヨハン・ガルトウング著/高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』(中央大学出版部、1991年)ii頁)、大きな政治的成果を獲得するため、具体的には「平和への権利宣言」が国連総会で採択されるためには、強硬に反対するEUやアメリカ以外の多くの国から支持を得られるよう、「平和への権利」の重要性を世界中の人々に認識させる必要がある。そして、国連での「平和への権利」の動きを広く知らせることは、日本でも重要である。国連では「平和への権利宣言」を国連総会で採択しようとする動きがあることを周知させることで、国連人権理事会で「平和への権利促進決議」に反対票を投じつづけてきた日本政府の対応がいかにか「平和国家」とは相容れないものになっているかが明らかになる。さらには、海外での武力行使が可能になる自民党「日本国憲法改正草案」のような考え方がいかに国際社会の流れに逆行しているかを市民に認識させることになろう。問題とされるべきは、ジュネーブの拷問禁止委員会で「シャラップ!」と発言した日本大使だけではない。

ジュネーブ紀行記

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長 菅野亨一

5月27日から6月14日に第23会期国連人権理事会が開催された。この中で「平和への権利」が議論され、日本のNGOとして働きかけをする必要があるということでジュネーブツアーが企画された。「平和の権利」国際キャンペーン・日本実行委員会として、事務局長の笹本潤氏、映像クリエイター高部優子氏、名古屋学院大学准教授の飯島滋明氏、国鉄争議団の一人、大矢勝氏と治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の一人として私の5名が団をつくり参加することになった。

2日昼に成田を飛び立ち、フランスのドゴール空港経由、ジュネーブ現地時間2日夜10時ごろ到着。夕飯を買い込み、宿泊場所ジョンノックスで遅い夕食をとり就寝。

3日からいよいよ国連での活動が始まる。早朝6時には起床して周辺を散策。7時、パンとコーヒーの朝食をとって7時30分には国連に出発。国連入場手続をしてバッチをもらう。9時ごろ人権理事会本会議場を見学した。若者と女性の多さにびっくり。世界の人権を議論する舞台の主役たちは若者と女性たちであることを実感した。ロビーにいたらスペイン法律家協会のブヤナさんがやってきて人権理事会をめぐる情勢を語ってくれた。平和への権利の提案国をキューバではなく、メキシコなど中南米諸国が行うことで、拒否反応を避けることにしたという話があった。またコスタリカの国連大使で、平和への権利作業部会の議長を紹介してくれた。笹本氏から、9条世界会議に来日してもらうことのできるかを聞いたところ、可能性ありの感触だった。国連の食堂で昼食をとった。ジュネーブでの物価の高さをここでも実感。決して贅沢をしているわけではなく、昼食は日本円で2000円程度であった。それから国連図書館や国連展示会場などを見学した。そのあとIADLのジュネーブ担当であるミコル氏と会い、意見交換をおこなう。特に彼女は「EU諸国が、平和への権利(Right to Peace)はまだ概念的にも議論が進んでいないので、平和と人権(Right and Peace)とすべきである」という主張が強まっているとの話があった。

4日も6時30分には起床。国連本部まで20分程度の散策を行う。途中でWHO(世界保健機構)とILO(国際労働機関)がある。バスで行けば2つ目の停留所が国連本部前である。バスは乗るときも、降りるときも料金のチェックがない。無料なのかと思ったが、観光客はホテルでバスカードをもらえるのだ。散策の後、ゆっくりと朝食をとり、9時国連へ出発した。発言登録と国連入場バッチは同じNGOでないといけないということで、私は国際人権活動日本委員会で登録のやり直しが必要となっ



右がブヤナ氏、右から3人目が議長

た。日本委員会の松田さんと連絡が取れて、なんとか登録し直しができた。これで人権理事会での発言がようやく可能となった。この日は、大矢さんと私はハッピー姿でロビー活動をしていた。目立ったこともあり、ILO総会出席のために来ていた全労連の国際部長布施さんたちにあつて、ひとしきり懇談した。全労連から4人、連合から8人、経営サイドから10名、政府関係者30名が参加しているという。労使政の三者協議というILO運営方法などについて話を伺った。今年のILOの中心議題の一つが従軍慰安婦問題だと聞いてびっくり。強制労働として重大な関心を呼んでいるということであった。この日は6時からキューバ政府主催のサイドイベントが行われることになっていた。日本のメンバーが全員参加することになった。40名ぐらいの参加者だった。NGOからの参加者は日本人の5人とスイスから1名だけで、あとはすべて政府代表であった。キューバ代表からの提案報告が終わると早速、挙手をして発言を求めたのは、アメリカであり、EU諸国であった。平和への権利国際法典化に反対する国々の巻き返しが進んでいることが肌で感じられた。

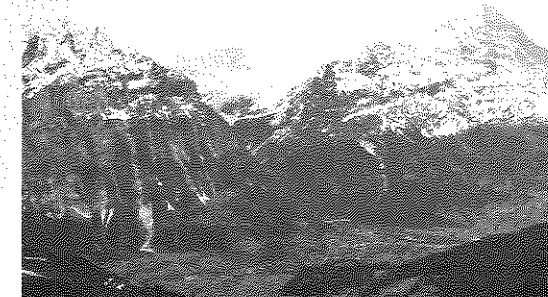
5日は9時からIADLのミコル氏との打ち合わせ。そして10時からは日本の私たちとスペインが主催するサイドイベントである。最初は自分たちだけのイベントになるのではと心配していたが、スペイン法律家協会会長カルロス氏の参加も含めて、約20名程度でのイベントになった。我々日本人5人全員が英語でスピーチを行った。カルロス氏も総括的発言をしてくれた。NGOの若い女性たちの参加が目立った。ILO参加の全労連メンバーも参加してくれた。



日本とスペイン主催のサイドイベント終了後

自分たちが国連の場所を借りて、片言の英語ではあるが、発信する機会を得たことは貴重な体験となった。午後1時からはコスタリカ主催のサイドイベントが開催された。スペイン、ラテンアメリカでは有名な歌手ミゲル・ボセ氏が発言するということもあり、参加者は100名を超えて、立ち見での参加者も生まれるほどであった。コスタリカは平和への権利作業部会議長国でもあり、代表的な推進国である。いくつかの報告提案発言があった後に、フロアーからも次々に発言があった。イギリスなどEU諸

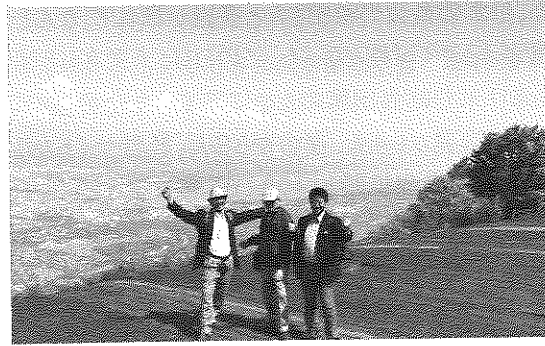
国からの反対意見も出されたが、圧倒的に賛成推進の発言であった。参加者の6割以上が女性であったことに驚かされた。



右奥の雪山がアイガー

6日は平和への権利の人権理事会が行われる予定の日であった。議事進行の遅れから6日の平和への権利をテーマとする理事会は、7日に延期されることになった。そんなこともあり、レマン湖の反対側にある断層のあるフランス領の山に登ることになった。バスに乗っていく

とスイス国境を越えて山の麓に到着する。そこから垂直のようなロープウェイに乗って山頂近くまでいく。ジュネーブを中心としたスイス、フランス、イタリアの隣接地域とアルプスの山並みが一望できる場所である。そこから30分歩くと山頂に達して、そこはスカイライダーの飛び立つ場所になっている。何せそれこそ絶景と言えるところである。



右手奥がレマン湖

いよいよ7日、ジュネーブ最後の日となった。

今日は人権理事会で発言する日である。何回も練習を繰り返してきたものの、いざとなると緊張が募ってくる。当初は1時から3時が平和への権利の理事会という話であった。コンボ、イスラエル等の件もあって、議事は遅れに遅れて、開始したのは4時ごろからであった。最初は政府代表が20数名発言し。続いてNGOからの発言20数名で23番目であった。スペインのカルロス氏の後が私で、次が笹本氏であった。

終わったのが6時過ぎで、今日ジュネーブからインターラーケンに移動する予定の電車を変更せざるを得なかった。到着したのは11時すぎであった。しかし、人権理事会本会議の場で発言するという貴重な体験をすることができた満足感と、責任を果たしたという達成感で一杯だった。

翌日は朝食を済ませて、すぐヨーロッパのトップと言われるアルプスに登山列車で上った。天候にも恵まれ、雪渓と山並みが眼下に広がる絶景を眺めながら、至福の時間を過ごすことができた。3970メートルのアイガーを眼前にして飲んだビールの味が忘れられない。アルプスの観光を終えて、チューリッヒに移動し、翌日の朝スイスを後にした。チューリッヒはほとんど観光することはできなかったが、中世の街並みを残した近代都市の趣を持ったところのようであった。以上が10日間の行動日誌である。私にはやることなすことすべてが初めての体験。笹本氏をはじめとする団員のリードと援助があって、貴重な体験ができたと思う。世界の193ヶ国、大きい国も、小さい国も対等平等に議論し、世界の人権を向上させようとしているエネルギーを感じさせてくれる人権理事会であった。世界から日本を見ることの大切さ、世界での本流を見いだすことの大切さを考えさせてくれた旅であった。ありがとうございました。

資料①：2013年6月アメリカの平和への権利投票説明

議長、ありがとうございます。

まず最初に、非常に難しい課題にリーダーシップを発揮しているコスタリカにお礼を言いたいです。この決議案が、その任務を新しく提案している作業部会の設置には反対しましたが、私たちは作業部会第1会期に建設的に参加しましたし、議長報告者の包括的で透明なアプローチを高く評価しています。また、コスタリカは忍耐強く異なる主張を聞き、コンセンサスを探ろうとしてきました。しかしながら、議長の努力にもかかわらず、様々な国が作業部会の目的をどう捉えるかにおいても、基本的な相違点が残っているようにみえます。

数年間を通してこの決議についての議論で何度も表明してきたおり、アメリカは人権の尊重こそが、どの社会でも平和を保障する基本だと考えています。市民が、リーダーを選んだり、恐れなく集会ができるような表現の自由や信仰の自由が否定される場所では、平和が不安定だということもわかっています。

国際人権機構は、国際平和の重要な理念を促進するための重要な貢献をできるし、現にしています。国連憲章や条約で規定された枠組みに従って、もっとも適切で具体的な方法は、既存の人権の責務を履行することにもっと注意を払うことだと思います。

しかし、アメリカは、いわゆる平和への【権利】宣言の作業の価値に対しては疑問を持ち続けています。この提案されている権利は、拘束力のある国際文書では認識されてもいないし定義もされていませんし、その基準もまったく不明確です。このような権利が包含するものに関して、理論においても国家実行においてもまったくコンセンサスはありません。平和への権利がどんなに促進され、研究され、形作られていようと、【平和への権利】を前進させようとする今までの努力は、しばしば人権には関係のない論争のあるテーマについて新しい概念を同意させようとする結果にいつもなりました。この結果は、他の課題を進めるための平和主義の幅広い支持を利用して、人権理事会での対話の妨げに必ずなってきました。

人権は普遍的であり個人によって保持され、行使されています。私たちは集団的な【平和への権利】に発展させること、また既存の人権行使を修正したり、抑制したりする色々な方法で【実施させる権利】として位置づける試みにも同意しません。

それゆえ、私たちは作業部会第1会期で参加し根拠を説明してきたように、【平和への権利】宣言草案を交渉していくつもりはありません。

しかしながら、例えば、人権と平和の関係についてや、人権尊重が平和の文化にどのように役立つかについての議論についてはこの作業部会でもオープンで居続けます。しかし、もし焦点が【平和への権利】宣言の交渉ならば、この作業部会は分裂し続けるでしょう。

どの国も【平和に反対する投票】をしたとみられたくありません。しかしながら、この決議と【平和への権利】宣言を交渉する任務のある作業部会は平和や人権の目的に貢献しないでしょう。この決議への反対投票は、平和に反対する投票ではありませんし、人権と平和について議論する努力やそれらの関係について考える筋道を探る努力を否定するものではありません。それは、(平和への権利宣言が)むしろ人権との関係や平和との関係を関連付けてこなかったことに対する反対です。私たちにとって重要な人権と平和の問題を建設的に前進させる道筋がまだ残っていることを私たちは望んでいます。しかし、こんにち人権理事会に出された草案には、この道筋が示されていません。それゆえ私たちは、この決議に対する投票と、反対投票を呼びかけざるを得ないのです。

(訳:高部優子)

資料②：国連平和への権利・第1会期作業部会報告書
(A/HRC/WG.13/1/2)の掲載にあたって

笹本 潤

2012年7月5日の人権理事会決議20/15において、人権理事会内に、平和への権利の作業部会が初めて設置されました。現在人権理事会のシンクタンクである諮問委員会が提出した草案 (A/HRC/20/31)を基礎にして、審議されますが、決議20/15では必ずしも諮問委員会案にとらわれずに、積極的に審議されることになっています。

以下に紹介する作業部会の第1会期は、2013年2月18日から21日の4日間かけて行われました。日本からも武藤達夫(関東学院大学・国際法)と私(笹本)がNGO、学者として参加しました。

この作業部会報告書は、2013年6月の人権理事会第23会期において提出され、そこでの討論のたたき台となりました。日本語訳は、笹本潤、岡村みちるで担当させていただきました。



United Nations
General Assembly

A/HRC/WG.13/1/2

Distr.: General

26 April 2013

Human Rights Council
Open-ended Intergovernmental Working Group on
the Draft United Nations Declaration on the Right to Peace
First session
18-21 February 2013
Agenda item 5
Adoption of the report

Report of the Open-ended Inter-Governmental Working Group on the
Draft United Nations Declaration on the Right to Peace
平和への権利の国連宣言草案に関する無制限の政府間作業部会報告

Chairperson-Rapporteur: Christian Guillermet-Fernández
議長-報告者: クリスチアン・ギジェルメ・フェルナンデス

Contents

| Paragraphs | Page | | |
|------------|---|-------|---|
| I. | Introduction | 1-4 | 3 |
| II. | Organization of the session | 5-17 | 3 |
| A. | Election of the Chairperson-Rapporteur | 5 | 3 |
| B. | Attendance | 6-12 | 3 |
| C. | Documentation | 13 | 4 |
| D. | Adoption of the agenda and organization of work | 14-17 | 5 |

| | | | |
|-------|---|-------|----|
| III. | General comments | 18-29 | 5 |
| IV. | Preliminary reading of the draft declaration on the right to peace prepared by the Advisory Committee | 30-82 | 7 |
| A. | Preamble | 33-35 | 7 |
| B. | Article 1. Right to peace: principles | 36-41 | 8 |
| C. | Article 2. Human security | 42-46 | 9 |
| D. | Article 3. Disarmament | 47-48 | 10 |
| E. | Article 4. Peace education and training | 49-53 | 10 |
| F. | Article 5. Right to conscientious objection to military service | 54-56 | 11 |
| G. | Article 6. Private military and security companies | 57-59 | 11 |
| H. | Article 7. Resistance and opposition to oppression | 60-61 | 11 |
| I. | Article 8. Peacekeeping | 62-64 | 12 |
| J. | Article 9. Right to development | 65-69 | 12 |
| K. | Article 10. Environment | 70-72 | 13 |
| L. | Article 11. Rights of victims and vulnerable groups | 73-76 | 13 |
| M. | Article 12. Refugees and migrants | 77-79 | 13 |
| N. | Article 13. Obligations and implementation | 80-81 | 14 |
| O. | Article 14. Final provisions | 82 | 14 |
| V. | Concluding remarks | 83-86 | 14 |
| VI. | Conclusions and recommendations | 87-88 | 15 |
| A. | Conclusions | 87 | 15 |
| B. | Recommendations of the Chairperson-Rapporteur | 88 | 15 |
| VII. | Adoption of the report | 89 | 16 |
| Annex | Agenda | | 17 |

I. はじめに

1. 人権理事会は2012年7月5日の決議20/15において、諮問委員会が提出した草案(A/HRC/20/31)を基礎にして、かつ、関連する過去、現在、未来の見解にとらわれずに、平和への権利国連宣言の草案を積極的に交渉する任務の下、無限定の政府間作業部会を設立することを決めた。また同決議は、人権理事会第22会期に先立つ4日間の作業日程で会合を開くこととした。

2. この決議に従って、作業部会は2013年2月18日から21日にかけて行われることが決まった。

3. 会期は、2013年2月18日、国連人権高等弁務官を代表して副人権高等弁務官により開会された。副人権高等弁務官は、国連の仕事は、すべての人々が人権と自由を十分に享受できるような平和的な環境を作ることを見終目的にしていることを喚起した。彼女は、諮問委員会の起草委員会が平和への権利の宣言草案を準備した包括的作業を評価し、同時に平和への権利に関する様々な見解や立場があること認めた。彼女は、また、人権高等弁務官事務所がこの作業部会を最大限の努力で支援する準備があることも表明した。

4. 人権理事会議長も、この会期の開会に出席した。彼は、国際的な平和と協力が確立された国連の原則の中心であることを強調した。さらに彼は、諮問委員会の作業が、加盟国と他の関係者の幅広い協議の結果であることを指摘し、各代表に生産的な会期になるよう希望した。

II. 会期の組織について

議長－報告者の選挙

5. 2013年2月18日、最初の会議で作業部会はクリスチアン・ギジェルメ・フェルナンデス(コスタリカ)を議長/報告者として拍手で選出した。ギジェルメ・フェルナンデス氏は、ラテンアメリカ・カリブ諸国グループ(GRULAC)エクアドル代表によって推薦された。エクアドルの代表は、その地域グループを代表して、推薦はすべての地域グループとの幅広い協議と合意に基づいていることを、2012年11月29日に人権理事会の会長に口頭で報告した。さらにエクアドル代表は、ギジェルメ・フェルナンデス氏は、任務を成功裏に成し遂げ達成させるのに必要な資格を有していると述べた。

出席者

6. 次の国連加盟国の代表が作業部会の会議に参加した:アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、チェコ、北朝鮮、エクアドル、エジプト、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、グアテマラ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、日本、クエート、ラオス、ラトビア、リビア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マレーシア、モリタニア、メキシコ、モナコ、モロッコ、ネパール、オランダ、ニカラグア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、南アフリカ、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、シリア、タイ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン

7. 次の非加盟国もオブザーバーとして参加した:バチカン、パレスチナ

8. 次の政府間組織も作業部会の会議に参加した:アフリカ連合、EU、カナダフランス語圏国際組織、イスラム協力機構

9. 国連人口基金の代表もセッションに参加した。

10. 経済社会理事会と協議資格のある次のNGO: African Commission of Health and Human Rights Promoters; American Association of Jurists; Associazione Comunità Papa Giovanni XXIII; Association of World Citizens; Bangwe et Dialogue; Association Points-Coeur; Centre Europe - Tiers Monde; Congregation of Our Lady of Charity of the Good Shepherd; Franciscans International; Initiatives of Change International; Institute for Planetary Synthesis; Institute of Global Education; International Association of Democratic Lawyers (国際民主法律家協会); International Association of Peace Messenger Cities (on behalf of 1,619 civil society organizations and cities); International Fellowship of Reconciliation; International Volunteerism Organization for Women, Education, Development; International Youth and Student Movement for the United Nations; Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco; Japan Federation of Bar Associations (日弁連); Japanese Workers' Committee for Human Rights (国際人権活動日本委員会); Make Mothers Matter International; Nonviolent Peaceforce; North-South XXI; Rencontre africaine pour la défense des droits de l'homme; Soka Gakkai International (創価学会インターナショナル); United Network of Young Peacebuilders; UN Watch; United Religions Initiative; U.S. Federation for Middle East Peace; VIVAT international; Women's World Summit Foundation; World Alliance for Citizen Participation (CIVICUS); Worldwide Organization for Women; and Zonta International.

11. 人権理事会決議20/15の第4段落により、諮問委員会の平和への権利宣言草案の起草委員会議長モナスルフィカールが作業部会第1会期に参加し、一般的意見を述べ、会期中コメントもした。

12. 民主的で公正な国際秩序の促進についての独立した専門家アルフレッド・デ・サヤスも、第1会期に参加し、一般的意見を述べた。

文書

13. 作業部会は事前に次の文書を配布した。

| | |
|-----------------|---|
| A/HRC/WG.13/1/1 | 事務局ノートと暫定的議題 |
| A/HRC/20/31 | 人民の平和への権利に関する人権理事会諮問委員会のレポート |
| A/HRC/14/38 | 人民の平和への権利に関する専門家会議の結果についての人権高等弁務官事務所のレポート |

作業の議題と組織に関する事項の採択

14. 議長/報告者は開会の辞で、国連憲章、世界人権宣言、ウィーン宣言および行動計画、平和への権利に関連する人権諸条約に簡潔に言及した。作業部会の宣言草案に言及して、議長/報告者は、諮問委員会が広範な人々と協議した結果として宣言草案ができたこと、そして、作業部会会期の準備にあたって、特に市民社会が主導する努力を続けてきたことを評価した。議長/報告者は、作業部会の会期中の基本原則を明確にした。即ち、現実主義を取り込んだ原則の下で、透明性、包括性、コンセンサス、目的を重視した方式である。

15. 議長は、平和への権利に関する国連宣言草案の無限定の政府間作業部会第1回会合の準備にあたって、議長提案で非公式協議を行ったことを喚起した。そこでは、会期を導き信頼構築の雰囲気促進する道程が提示された。議長は3つの非公式協議を行ったことを明らかにした。第一の会合は地域的・政治的グループのコーディネーターと人権理事会執行部メンバーとの会合で、2013年1月21日に開催された。第二の会合は、2013年2月6日の加盟国と。第三の協議は、2013年2月7日に催された市民社会とのものである。議長は、これらの協議は有益であり、積極的環境を設定するのに寄与したと表明した。

16. 2013年2月18日の、その最初の会合で作業部会は文書A/HRC/WG.13/1/1に示されている議題とコメントのない作業プログラムを採択した。

17. 議長の提案に基づき、作業部会は、一般討論に続いて、諮問委員会により準備された「平和への権利に関する国連宣言草案」を条文ごとに一つずつ読んでいくことに合意した。

III. 一般討論

18. 2013年2月18日の最初の会議で、議題の採択に続いて、一般討論が行われた。一般討論は同日の2番目の会議の冒頭でも引き続き行われた。

19. このセッションの会議の導入として、議長/報告者は、作業部会を、透明性、包括性、コンセンサス、目的性を重視した方式で進行する意向を再度表明した。多くの代表は、議長/報告者が選出されたことを歓迎し、この問題に関する彼のリーダーシップ並びに協力的で、透明性がある、目的論的アプローチを評価した。また、各代表は、諮問委員会が平和への権利の最初の宣言草案を用意したことにも感謝の気持ちを述べた。

20. 人権、平和、発展は相互依存的、相互補完的であること、宣言草案は国連憲章と国際法に触発された多くの裁判例に基づくべきであること、については代表間で広く一致が得られた。平和への権利の概念は新しいものではなく、1984年11月12日の国連総会39/11を含む、ソフトロー(法的強制力のない)文書によって認められてきた。この決議では、国際社会が人民の平和への権利に関する宣言を採択した。そして、最近では2012年11月19日にASEANにより採択された人権宣言があげられる。

21. 他のいくつかの代表は、平和への権利それ自体は、国際法のもとでは存在しないと述べた。彼らの見解によれば、平和は人権ではなく、平和は平和そのものである。平和はむしろ、識別可能で明確な現存の人権の実施を通してよりよく実現できる目標である。また、2012年7月5日の人権理事会決議20/15の投票の結果から明らかのように、平和への権利の宣言を交渉していくという国際的な一致点はなく、また、平和への権利の宣言

草案のような動きは、人権理事会の活動の焦点をそらすものである、と繰り返し述べた。

22. 諮問委員会が準備した宣言草案について、多くの代表より、任務の割に広範にすぎ、範囲と内容の点で漠然としていると述べられた。宣言草案は、テロリズムのような重要な課題を除外している。テロリズムに対する対応やそれをなくすることは平和への権利にとって根本的と考えられる。草案は、1984年の国連総会決議、そしてその後の人権理事会決議から、逸脱しているように見える。

23. 平和への権利が個人的権利か集団的権利かに関して、各代表から議論があった。ある代表は、平和への権利は個人的権利としても集団的権利としても法的な基礎がないと考える述べた。宣言草案は平和への権利そのものを定義付けようとはしていないが、草案は、権利それ自体の定義よりも、諸権利を列挙することで権利の内容を明らかにしようとしていることに注意すべきである。

24. いくつかの代表は、国際法だけでなく国連憲章51条に沿った、短くて、コンパクトでバランスのとれた宣言草案を要求した。宣言は、現在国際的に一致していない問題や、保護する責任、人間の安全保障、平和維持活動、軍隊への兵役拒否、難民、民間軍事警備会社などの論争的な問題、はっきりしない漠然としたテーマについての言及をさけるべきである。宣言草案の中の「大量破壊兵器のない世界に住む権利」、「包括的平和人権教育をうける権利」、「安全で、清潔で、平和的な環境の権利」などの概念は、明確性を欠く。そしていくつかの代表は、平和への権利の宣言草案の文脈の中で議論するのは非生産的である、とのことである。

25. 他の代表は、宣言草案の権利の多くのカテゴリーは、すでに既存の国際レベルのシステムや法的プロセスで取り上げられていると述べた。既存の人権条約によってすでにカバーされ、他の国際的フォーラムで取り上げられている原則や権利に言及することに対して警告した。たとえば、軍縮(国連軍縮会議や武器貿易条約の交渉)、平和維持活動(安全保障理事会)、発展(発展の権利に関する国連人権理事会の作業部会)、平和教育(国連教育・科学・文化機構UNESCO)、難民(国連難民高等弁務官)、気候変動(気候変動に関する国連枠組み条約とその付属組織)などである。

26. いくつかの代表は、平和への権利の法典化プロセスを支持し、作業部会の任務に沿って宣言草案をより深めることに支持を表明した。他の代表は、平和の固有の価値を認識するが、平和への権利に関する基準設定プロセスは支持できない、草案の文案を交渉していくプロセスには参加しない、と表明した。宣言草案にコメントすることは文案を交渉することに同意したことにはならない。また、作業部会に参加しないことは、宣言草案に含まれている具体的な条項を承認したことにもならない。

27. 平和を求める国家の努力は、宣言草案では国際レベルに焦点があるが、すでに南米、アフリカで取り組まれている紛争予防のイニシアティブのように、地域レベルの協力的行動と調整によって有意義に補完されるべきである。

28. NGOの代表は、作業部会に対して、積極的平和・消極的平和の概念、平和の文化の必要性、平和教育に注目するように発言した。平和は、暴力の文脈が続いている時でも発展していく文化的プロセスである。女性は非公式の平和教育における重要なアクターであり、差別と不平等が女性に対する暴力の根源にあることからジェンダー平等は平和の重要な要素であることも指摘された。

29. 議長/報告者は、宣言草案は短く、バランスの取れた文章で一致が得られた文書であるべきと述べた。従って現在の文書は法的レベルで改善するべきである。人権教育と訓練は、人権の促進と保護にとってその一部分であり、一環でもある。

IV. 諮問委員会が準備した平和への権利宣言草案の条文ごとの審議

30. 宣言草案の議論を始める前に、いくつかの代表は議長/報告者に対し、準備的に草案文を紹介して議事を進行していく方法を示すよう求めた。また他の代表は賛成するコメントがないことがどのように解釈されるべきかについて説明した。議長/報告者は、異なる立場の情報をできるだけ広く集めるため、様々な異議を知るため、条

文についての最初の予備的考えや意見を聞くため、草案文を最初に紹介して議事を進めると答えた。前文については水曜日(3日目)の午後に扱われることになった。特定の事項について代表が発言しなかったことは必ずしもその条項を受け入れたことを意味しない。同様に、もしどの代表も特定の条項について意見を言わなかったとしても、必ずしもコンセンサスがあることを意味しない。議長/報告者は、信頼構築の実践として、すべてが同意されるまでは、同意されたことにはしないと再び述べた。また、議長は、レポートは、この会議場で議論されたことを忠実に透明性をもって反映されたものになると付け加えた。

31. 多くの代表は、すべての草案の条文が一段落以上の長さになっていることから、国際人権法に基づいたより法的アプローチにより、短くバランスの取れた条文にすべきとの意見を支持した。すべての権利が考慮されるべきであるけれども、軍縮、難民、などいくつかの問題は、他のフォーラムですでに広く扱われていることが再度指摘された。

32. 作業部会を設置した人権理事会決議20/15が、諮問委員会の宣言草案に基づいて、新たな意見を排除することなく、宣言文を漸進的に交渉するという明確な任務を与えたことが喚起された。作業部会の最初の段階では、草案作成の作業に入らないで見解や考えを議論すべきことも確認された。

前文

33. いくつかの代表は、諮問委員会が起草した前文について、文章を強化する提案をした。人民の平和への権利に対する言及をしてより包括的なものにすべき、すべての人民が平和のうちに生きる決意を再確認すべき、などである。

34. 前文で言及されるべき要素についての具体的な提案がなされた。国連憲章の原則と目的を再確認すること、このテーマに関する国連総会と人権理事会の決議だけでなく、関連する国連憲章と世界人権宣言、平和の文化に関する総会宣言(1999年9月13日の総会決議53/243)にも言及されるべき。

35. テロからの自由に言及すべきとの提案、テロをなくすために関連する方法について合意できる言葉を含ませるべきとの提案もあった。一方、前文の段落の普遍的な性格を維持すべきとの提案もされた。他の提案は、紛争の平和的解決に言及すべき、地域レベルで採択された文書を含ませるべき、などだった。

1条: 平和への権利: 原則

36. それから作業部会は宣言草案1条の討議に移った。いくつかの政府代表は、第1段落は差別について非常にくわしい言葉が含まれている、平和への権利が区別なく実施されるように、確立された国際人権法の範囲内で、もっと一般的な言葉に置き換えた方がいい、と感じたと発言した。いくつかの代表は、各条文のタイトルは必要なく、いくつかのケースでは見出しが読者に実際の段落の内容と違って誤解を与えてしまう。1条3項、4項の文言(平和への権利の相互依存性、武力行使の放棄の法的義務など)に関連して、諮問委員会の文章は、国連憲章、国連総会決議39/11、人権理事会決議8/9のような文書に基づくべきで、根拠のない概念は排除されるべきと述べられた。

37. いくつかの代表は、宣言は、国家主権、領土主権、国内管轄に属する国内事件への不介入の原則をはっきりと支持するべきであると感じていた。特に1条6項に言及しながら、確立された法的権利からはずれないように、国際法に規定されている言葉に絞るべきである。また、平和への権利は、他の権利へ言及するよりも各国政府が承認した言葉により定義すべきと述べられた。

38. いくつかの代表は、平和への権利を個人にまで拡張することについて意見を述べた。国連総会決議39/11では、人民に平和への権利が委ねられたが、諮問委員会はこの権利を個人にまで拡張した。それは国際法上、コンセンサスのない原則である。他の意見も出された。国家と国際組織も権利の主体とみられるのか?さらに、ある代表は、平和への権利は独立した権利と捉えているようだが、他の代表はこの権利を他の権利の反射的利益にすぎない単なる概念として捉えているようだ。平和への権利の明確な定義の必要性は追求されるべき

だ。1条2項には、安全保障理事会と国連総会が安全保障と平和維持に責任を負うという事実を反映させるべきだとも述べられた。

39. 他の代表は、平和への権利の恩恵は、この概念が交渉の中ですでに発展し、ある種のコンセンサスに達したものとして、個人と人民の両方に与えられるべきだと述べた。平和への権利、他のすべての人権、特に生命の権利を享受するための必要条件である。同様に、個人的権利と集団的権利を分けるのは、人類が人間から成り立っているため、技巧的に見える。そして平和への権利は、人間がそうであるように、個人的側面と集団的側面を有する。それゆえ、すべての人間は、個人的であれ集団的であれ、平和への権利を有し、それは不可分の相互依存的な方法ですべての人権と関連している。

40. 午前中の意見を振り返ると、平和への権利の法的基礎は国際法にはないこと、平和への権利を新しい権利と認める上での付加価値はないこと、が留意されるべきである。平和への権利だけでは、武力の行使のための合法的根拠が規定されている国連憲章の価値を下げるものである。適切に補充されれば、1条は宣言全体の中心になりうるが、個人の権利としての平和への権利を含めると宣言の範囲をあいまいにしかねない。

41. NGOは、国連憲章前文は平和への権利の集団的側面を含んでいること、ウィーン宣言及び行動計画によれば、平和は権利であり必要条件であり、経済的・文化的・社会的・市民的・政治的権利の享受を容易にするものであることを述べた。平和への権利の多くの構成要素は、生命の権利、健康の権利、教育の権利、軍隊に対する良心的拒否の権利、表現及び平和的集会の自由、児童兵の採用の禁止、戦争プロパガンダの禁止などを含み、すでに正当性を獲得している。さらに、武力の行使及び脅威の禁止は、国連憲章に明らかに規定されている強行法規的義務であり、国家主権と民族自決を尊重する上で本質的要素を表している。

2条:人間の安全保障

42. 第2条の審議を始めに、いくつかの代表とNGOは、人間の安全保障の概念については普遍的な定義はないと指摘した。この概念は、現在国連総会で審議されている。これらの代表は、国際的なコンセンサスのない漠然とした言葉とテーマの削除をも求めた。他の代表は、4項(平和維持活動)、5項(平和的解決における女性の役割)、8項(軍事予算の民主的統制)は宣言とは関連性がないが、1項(人間の安全保障の権利、恐怖と欠乏からの自由)、2項(平和的生存権)、7項(構造的暴力の廃止)は適用可能になるように言い換えられるべきと主張した。

43. 人間の安全保障に関する国連特別アドバイザーによりなされている現在の作業は、とりわけ重視された。作業部会は他の国連のフォーラムや専門家によって行われている作業との重複をさけるべきである。2条の多くの項が、国際的に承認された定義に基づいていない曖昧な野心的な言葉を含んでいるとも述べられた。

44. いくつかの代表は、安全保障と平和への権利の関連を強調した。彼らは、この関係は、一般的にテロリズムの問題に対する認識と、それが特に平和への権利と人間の安全保障に及ぼす影響についての認識なくして考えることができないと述べた。他の代表は、自衛権とテロとの闘いに関連する文言を草案文書に含ませるべきであると提案した。この点に関連して、テロとの闘いと、国連憲章第7章51条に規定されている武力の行使に関する合法的、正当な例外についての言及がされるべきであると提案された。他の代表は、国連憲章に規定されている主権と領土の統一の原則の尊重の重要性を強調した。NGOは、平和維持活動の市民的な性格の強調と、抑圧への抵抗は非暴力的な方法でなされるべきと強調した。

45. 人民も個人も平和への権利を有する、現在の草案第2条は特に個人の側面に重点を置いていることが強調された。

46. テーマを選ぶ優先順位と基準が明確でないこと、付加価値を与えるために、文書はよりよく構成されることが求められる、と述べられた。議長/報告者は、文書の基礎と構成は、各政府の要望を踏まえた健全な宣言になるように、さらに研究されるべきと述べた。

3条:軍縮

47. 宣言草案の3条について、多くの代表は、軍縮と平和への権利の關係に注目した。すなわち軍縮を権利として議論する意図はないが、上述の軍縮と平和への権利の關係を強調した。またそのような目的をもって交渉を承認している国の意思を強調した。他の代表は、人権理事会は軍縮に関する疑問を議論するのに適切な場ではないと感じた。軍縮、平和維持、大量破壊兵器の拡散といった問題は、「軍縮会議」「国連平和維持活動部」「安全保障理事会」を含む、他の専門的な機構で扱われるべきだと主張した。これらの組織や機構は、その領域で専門知識を与え国際的努力をリードし続けるべきだと述べられた。

48. ある代表は、軍縮問題を議論する際に、それが敏感な性質をもちかつ広範囲にもわたることから、包括的アプローチが必要だと感じた。他の代表は、軍事費に関して透明性を増す必要性と、軍縮により資源が解放され、それらが社会の最貧困層に再分配される必要性を強調した。第3条1項を2つの項に分割することが提案された。第1は合理的期間内に包括的軍縮を達成するという目的についての項、第2は武器取引の厳格で透明性の高い規制と管理に積極的に取り組む、というものである。基礎となる考えは、国家主権の領域を侵害せずに軍事費の削減に向けての交渉に取り組むようにすることである。

4条:平和教育及び訓練

49. 第4条の審議に移り、作業部会では、現行草案の主要な構成要素として記載されている、平和教育及び訓練に関する規定を草案に含めることを支持する広範な合意があった。多くの代表が、平和の文化を生み出す平和教育及び訓練の決定的重要性を強調した。平和教育及び訓練は発達に焦点を置くだけでなく、全ての人の行為を変えることにも貢献すべきである。幾つかのNGOは、教育の持つ授権的性質とエンパワーする性質を強調した。

50. 幾つかの代表は、それにもかかわらず、簡潔かつより明確にするために第4条を再起草する必要があると感じた。ある代表は、第5項が各国にとって具体的すぎると感じ、各国の法や政策の修正に言及してここでは関連性がないと感じた。NGOは、全ての教育システムに平和教育を含めることを要求し、教師に平和教育の訓練を施すことも必要だと強調した。

51. 幾つかの代表は、もう一つの現存する関係のある補完的文書、すなわち2011年12月19日に採択された国連総会決議66/137、「人権教育及び訓練に関する国連宣言」に言及すること、この宣言に含まれている、啓発キャンペーン、マスメディア、民間部門その他を含む具体的な要素への言及が重要であると感じた。他方、人権教育及び訓練がもう一つの国連宣言の主題であると認める一方で、UNESCOの文脈で既に実行されている作業と重複するので、それ以上の付加価値を見つけるのは困難であろう。

52. 戦争プロパガンダの禁止の妥当性も強調された。第3項で述べられたような検閲の問題も議論され、ある代表は検閲なしに情報にアクセスする権利は絶対的権利ではなく、一定の条件下では制限も合法であると認めた。NGOは、自由に情報を流通させる権利が見落とされていると強調した。

53. 多くの代表が、第5項(a)で、単なる「外国人排斥主義」の代わりに、先に合意された文言「差別主義、人種差別、外国人排斥主義、および関係する不寛容」を用いるように提案した。

5条:良心的兵役拒否の権利

54. 5条について、多くの代表は、良心的兵役拒否の権利についての国際的合意がないとして、良心的兵役拒否の権利に関するあらゆる文言の削除を求めた。彼らの意見では、良心的兵役拒否の問題は純粋に各国家の国内法の領域の話であるとされた。この主題は、作業部会の作業と関係あるとはみなされず、さらに検討されるべきではない。

55. 2,3の代表団が、他の機関たとえば「恣意的拘禁についての作業部会」や「宗教および信仰の自由についての特別報告者」で述べられてきた論点について討論を繰り返す価値があると思えないと表明した。良心的

兵役拒否は、各国の主権による判断に従うものとされた。

56. 幾つかのNGOは、思想、良心、宗教の自由に対する権利とも関連しているとして、良心的兵役拒否という考えを支持した。この条項の修正案の中で、市民的不服従の権利についての追加的な言明もあった。

6条:民間軍事・警備会社

57. 民間軍事・警備会社に関する宣言草案の第6条について討議がなされた。多くの代表が、民間軍事・警備会社を何らかの方法で規制する必要があるという点、また、その活動は国際人道法及び国際人権法に規定されている規範に従うべきだという点で合意した。この見解はNGOも共有している。しかし、他の代表は、これらの会社が人権を尊重するよう促すには国内レベルの規制が最も効果的かつ適切な方法であると述べ、この領域での各国の実践を共有するよう要求した。

58. 多くの代表は、この宣言では民間軍事・警備会社への簡潔で一般的な言及が適切であり、完全な削除はすべきではないこと、またテロリズムとテロリスト組織への言及が付け加えられるべきだと主張した。

59. 複数の代表が、この分野の他の作業、即ち「民族自決権の行使を損なうような方法による傭兵の使用についての作業部会」「民間軍事・警備会社の諸活動の規制、監視、監督についての国際的規制枠組みを作る可能性を検討する作業部会」という流れと矛盾しかつ余分であるという理由で、民間軍事・警備会社についてこの条に含めるのに反対した。彼らは、この主題について並行的な交渉に取り組むのは無用だと考えた。

7条 圧政に対する抵抗及び反対

60. 第7条について、幾つかの代表は、「専制的支配」「国内圧政」といった論争的かつ多義的な言葉遣いに反対して、諮問委員会が述べた圧政に対する抵抗および反対についての規定を含めることを支持しないと宣言した。当該条項の全面的削除が提案された。他の代表は、それにもかかわらず宣言のどこかで、脱植民地化、外国の占領に抵抗する権利、非暴力的な手段での反対について、最終的には、より積極的な方法で当該条項を言いかえると良いと意見を述べた。

61. これらの論点の多くは他の場所で述べられている、特に、脱植民地化特別委員会によるものや、民族自決権の普遍的実現についての国連総会の年次決議という文脈でも述べられていた。

8条 平和維持

62. 第8条の平和維持について、平和維持ミッションは平和への権利を擁護するのに必要かつ貴重な方法であるとして支持された。国連憲章は平和維持に関するあらゆる議論の基礎となるべきで、国連平和ミッションに限って考慮されるのではないと強調された。

63. 他は、この条項を組み入れるという考えを拒否した。その文言が平和維持に携わる者を否定的にとらえており、この文言を含めることで何らかの付加的な価値を規定できないからである。人権アドバイザーについては平和維持活動に含まれてきたし、これらの平和維持活動の人権部分は、適切に順守され支持されてきた、と述べられた。さらに、平和維持の活動に関する事柄は人権理事会の任務外であると指摘された。

64. NGOは、国連と様々なNGOを含めた他の人道的団体が、平和維持活動も展開していないような場所も含めて、武力による紛争の中で民間人の保護を進めようと、長い間確固たるそして重要な役割を果たしてきたと述べた。その結果として、国連平和維持ミッションには、人々を十分に保護するために、非武装の市民部隊も含まれるべきだと示唆した。

9条 発展の権利

65. 第9条の検討に移り、複数の代表が、平和への権利と直接的関連性があるとして、宣言草案の中に発展

の権利が存在することの重要性を強調した。発展は、国連の諸原則と諸活動の核にあり、かつ平和と不可分に関連している、カギとなる問題である。「発展の権利に関する宣言」への言及が、平和への権利宣言草案の文面にも含まれるべきであり、そうすることにより、この重要な事柄についてまさにより正確かつ力強く強化することができる。

66. 諸国民は、持続的発展だけでなく、十分な発展の権利を実現する資格を与えられているから、「持続可能な発展」よりもむしろ「発展」という言葉について議論し、「発展」という文言を使用することが適切だと述べられた。

67. ある代表は、第9条3項に、発展を阻害しその結果平和の達成に影響を及ぼす行為に対する強制的手段や制裁のような付加的要素を含めたいと希望した。

68. またある代表は、第9条は、国連のアドホックな会議体、人権理事会の機構、国際的人権基準など、主に他のフォーラムで扱われる、不必要な概念を含んでいると指摘した。たとえば、人権理事会では、極度の貧困や人権について具体的な特別手続の権限を与えられており、2012年9月、人権理事会は「絶対的貧困と人権についての基本的諸原則」を採択した。さらに、貧困は、「ミレニアム発展目標」(目標1—絶対的貧困と飢餓の根絶)に含まれる諸目標の一つである。宣言草案の他の条項と同様に、発展の権利は、人権理事会及び他の国連団体の発議と重複している。

69. NGOは宣言草案の中に発展の権利を含めることに同意を表明した。幾つかの文書は発展と平和の関係について述べ、支持している。たとえば、「ミレニアム発展目標」は第32項で平和、協力と発展の結びつきについて再確認しており、「発展の権利に関する宣言」は、集団的/個人的権利としての発展の権利の二重の性質について述べている。発展の権利の実施は平和の実現にとって必要条件とみなされていた。

10条 環境

70. 第10条に関して、何人かの代表は、現在起草されている条項に環境と平和への権利との結びつけが欠けていると懸念を表明した。さらに、使われている文言が、国連が合意した文言と紛らわしかったり、一致していないことも指摘された。

71. 多くの代表が人権という文脈の中での環境というテーマはすでに人権理事会のその特別な手続で扱われていると示唆した。また、そのような規定は人権理事会の作業を阻害し、重複を生み出すものとの懸念を表明した。

72. 他の代表とNGOは、現在の文章を支持し、現在の文章は宣言に入れられるべきだと述べた。グリーンでない環境の中では経済的、社会的、文化的権利の行使は不可能であると強調した。

11条 被害者と脆弱なグループの権利

73. 被害者と脆弱なグループの権利に関する第11条について、この条項に含まれる諸原則を議論するに当たって、一般的アプローチを採用すると全体的に理解された。第3項に概略されている個々の集団に関しては、削除すべきとの勧告もあった。他の者は、国際的にコンセンサスとなっている概念を組み込むことは重要であると強調した。

74. 何人かの代表は、とりわけ、人種主義、人種差別、排外主義に言及する時には、ウィーン宣言行動計画に基礎づけられた文言を組み込む方が好ましいと述べた。

75. 国連の枠組みと地域的な人権条約には、人権侵害の被害者に対する救済が規定されていると指摘された。真理、正義、賠償金、再発しない保証の促進について、特別報告者によってなされている現在の作業について言及された。国際刑事裁判所に関するローマ規程の批准が奨励された。

76. NGOは、ある一定の条件のもとで、人道に対する犯罪を構成する強制的なあるいは非自発的な失踪について条項に含めることを勧めた。

12条 難民及び移民

77. 第12条の考察に移って、多くの代表は難民及び移住者について彼らの在住資格如の有無を問わず、人権の局面が存在すると認めた。各国は、難民と移民の強制移動をもたらしている原因をなくすことを確約すべきである。しかし、多数の代表が、この条項の要素について、徹底的かつ具体的な方法で取り組めるより適切な場があると表明した。

78. このテーマに言及する際にはより一般的な文言を含むことが好ましいと感じられた。しかし、幾つかの代表は、国内避難民のような、他の脆弱なグループのカテゴリーが除外される一方で、なぜ移住者や難民の問題が含まれるべきなのか明確ではないと述べた。最終的に、宣言にこのテーマの条項を入れる必要性は疑問視された。

79. 幾つかの代表とNGOは、この条項を入れることを支持した。そしてこの条項の内容を強化するような付加的な文言が提案された。

13条 義務及びその履行

80. 第13条に関して、一般的に言ってその文言は少し曖昧で野心的だと多くの代表は感じた。地域的協力また南/南間の協力は平和への権利の正しい履行の手段となりえる。平和への権利の維持、促進、及び履行は、個々のあるいは集団としても、全ての国家の基本的義務を構成するとも述べられた。国連と協調しての集団的国家行為が奨励された。全人類は、個人としても集団としても、平和への権利の享受に寄与する権利と義務を有している。

81. 作業部会は、平和への権利の定義についての議論に戻った。幾つかの代表は、不明確な法的概念について義務を課すことは困難であると、また、その義務が履行される可能性は低いと繰り返した。第4項、5項の内容は、用いられている言葉遣いに明確性が欠けているため、適用するのが難しいとも述べた。第6項についての議論は、多くの代表により時期尚早と考えられた。

14条 最終条項

82. この宣言の中には、国連の諸原則や人権の諸原則に反しているところはないことを確認するため、最終条項の第14条第1項を修正することが提案された。この宣言の目的は、人権の享受を促進することであり、それらを阻害するものではない。また、全国家がこの宣言の諸規定を善意を持って、またその文脈で最も適切だと彼らが信じる方法を探って履行しなければならないと示すため、第3項をわずかに修正するように勧告された。宣言は、法的拘束力がないため、各国はこれらの方法の実施にあたって、何が適切かを各自で判断することが許されるようにしなければならない。これらの提案もNGOにより賛同された。

結語

83. 2013年2月21日の第7回目の会合で、草案報告書が配布されたのに引き続き、結論のために討議の場が設けられた。

84. 当会期のこの部分に入るにあたって、議長/報告者は代表にこの報告書は仮に採択されるものであること、代表は、今後2週間間に自分達のコメントを作業部会事務局長に送ることができると告げた。多くの代表は、この第一会期の間の議長のリーダーシップと、彼の透明性、包括性、コンセンサス、目的のプローチに感謝した。

85. 何人かの代表は、国際法の下における「平和への権利」の存在についての合意が欠如していることを強調し、他のメカニズム、すなわち人権理事会の任務の内または外部で、他の国連機関で伝統的にかつ広く扱われてきた軍縮、難民、移民を含めたテーマを討論するのは不適切だと繰り返した。彼らは、平

和と人権の関係については十分認識しているが、人権の必要条件としての平和の概念に反対している。

86. 多くの代表は、諮問委員会により準備された文章を基礎として平和への権利に対する努力に信頼を表明した。そして、平和への権利の本質と内容は、とりわけ世界人権宣言28条にあると述べた。将来の活動への勧告に関しては、議長/報告者の代わりに作業部会から直接発せられる諸勧告の方がより好ましかったであろうと感じられた。議長/報告者が、作業部会の第一会期で持たれた議論に基づいた新しい文書を提示する可能性についても討論された。

VI. 結論及び勧告

結論

87. 2013年2月21日第一会期の最終会合で「平和への権利についての国連宣言草案」の無限定の政府間作業部会は、人権理事会決議20/15で確立された任務に従って、以下の結論を採択した。

i. 作業部会は国連人権高等弁務官、人権理事会議長、平和への権利宣言草案を起草した諮問委員会議長の参加を歓迎した。そして、各政府、地域的・政治的グループ、市民社会と関連する利害関係者から受け取った発言に留意した。

議長/報告者の勧告

88. 作業部会中の討論に従い、今後の進め方について異なる意見があることを認識しつつ、議長/報告者は人権理事会に以下のように勧告する。

ii. 無限定な政府間作業部会の第2会期は、第25会期の前に開かれること

iii. 会期間の時期に、各政府、地域グループ、そして関係する利害関係者と非公式な相談の機会を持つための許可を議長/報告者に与えること

iv. 議長/報告者は、作業部会の第1会期の間にもたらされた議論に基づいた、また、開催される非公式な相談に基づいた新しい文書の準備を託され、その文書をそこで行われる検討とさらなる議論のために、作業部会の第2会期の前に提示すること。

VII. 報告書の採択

89. 2013年2月21日の第8回会合で、作業部会は第1会期報告書草案を仮採択し、議長/報告者にその完成を託すことを決定した。

(訳:笹本潤、岡村みちる)

世界社会フォーラム (WSF) チュニジア報告

世界社会フォーラム (WSF) チュニジアでの取組みについて

弁護士 宮坂 浩

2013年3月26日から30日までチュニジアの首都チュニスで開催された世界社会フォーラム (WSF) 2013に、WSFおおさか連絡会と国法協から15名が参加し、ピースポートとチュニジアのNGOの共催で、「ヒロシマからフクシマ」のワークショップと9条セミナーのワークショップを開催しました。

26日の初日は、午前中に女性の集会から始まり、午後にはオープニングパレードが行われました。オープニングパレードでは、黄色のハッピーを着用し、横断幕、幟でパレードに参加しましたが、黄色のハッピーが目立ったためか、地元のテレビ局やマスコミから取材を受け、私達のことが翌日の新聞に写真入りで紹介されました。

27日は、会場となったエル・マナール大学で、午前中は原爆と原発をテーマとした「ヒロシマからフクシマ」のワークショップを行い、約50名が参加し、劣化ウラン弾による被害、核実験場での放射能汚染といった世界に広がる核汚染の問題や、原爆と原発の放射能被害にあった日本が、何故原発を再稼働しようとしているのかといった意見が出されました。

また、午後の9条セミナーには約40名が参加し、日本からは安倍政権の誕生と憲法9条をめぐる情勢について報告し、ピースポートからは2008年の9条世界会議や9条の世界的な意義について報告がされました。また、地元からはチュニジア法律家協会のベルハッセン・ベヌーリ弁護士とカルタゴ大学国際公共法学部のメリアム・トリッキさんがパネリストとして報告し、9条の問題は哲学的な問題であり、その思想はチュニジアにおいても共有できるものであるなどの報告がされました。

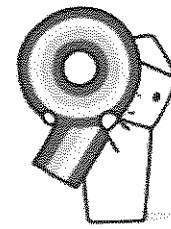
9条セミナーと並行して、日本から持って行った原爆と福島第一原発事故に関連した写真パネルを展示しながら、核兵器廃絶の国際署名に取り組み、2日間で1203筆の署名が集まりました。

WSF2013全体では、178カ国から5000以上の組織・団体が参加し、参加人数としては約7万人と発表されましたが、こうした世界から多数の人が参加する会議で、憲法9条を広める活動ができた成果は大変大きなものであったと思います。

WSFチュニジアに参加して

Peace Activist 細井 明美

WSF(World Social Forum)がチュニジアで開催されると知ったのは開催日の1ヶ月前のこと。しかし、反グローバリズムの世界的な運動でありながら現実的には世界に何らの影響も示せないこれまでのWSFの運動に対して、私はかなり否定的になっていた。そんな私がチュニジア集会には参加したい



10/13 国際シンポ(関西大学)

10/14 記念イベント(大阪市中央体育館)

9条世界会議・関西2013を成功させましょう

弁護士 梅田章二

9条世界会議関西の開催趣旨

昨年4月に発表された自民党の改憲草案、公然と改憲を選挙公約に掲げる第2次安倍内閣の登場という状況のなかで、憲法は、最大の危機を迎えています。自民党改憲草案では、戦争放棄の9条のみならず、96条改定という立憲主義の根本をくつがえそうという内容で、現行憲法を全面否定するものとなっています。憲法を守り活かす運動の全国的な広がりが今ほど求められている時期はありません。また、日本国憲法の改憲問題は、アジアや世界から大きく注目されています。とりわけ、9条改悪に対しては、アジアから鋭い視線が注がれています。

9条世界関西の取組みは、当初、スタートした時点では関西というローカルな取組みを念頭においておりましたが、2008年の9条世界会議を継ぐ全国的な意義のある取組みという位置づけがなされ、前回の共同代表の池田香代子さん(翻訳家)、新倉修さん(青山学院大学教授)、吉岡達也さん(ピースポート代表)も、今回の共同代表を引き受けていただくことになりました。また、東京でも成功させるための取組みが始まっていますので、絶対に成功させなければならないと考えております。

取組みの現状について

関西大学での国際シンポは海外から約20人のゲストを招待する本格的な国際シンポです。現在、急ピッチで、海外ゲストの招聘作業を進めています。国際シンポは、全体集会の後、3つの分科会を予定しています。「戦争のない世界」、「東アジアと9条」、「平和への権利」という3つのテーマで議論することを予定しています。

また、大阪市中央体育館での記念イベントは、1万人規模の集会で、歌手の上條恒彦さんの出演など多彩なイベントを準備しています。そのため、運営費用は、参加者の参加協力費だけでは到底まかなえませんが、賛同金を募ることも予定しています。

大阪だけの取組みではなく、近畿2府4県の9条の会などがネットワークをつくって、成功に向けて取り組んでいます。また、せっかく、海外から多くの代表が参加するので、集会后も各地域で関連集会を開催してほしいと呼びかけもしています。



現在の進行状況は、逐次、ホームページにアップしていきます。「9条世界会議関西」で検索していただければ閲覧できます。

国法協のみならず、ごぞつて10月13日、14日に大阪にお越しいただくことをお願いします。

と思った。それはチュニジアが「アラブの春」の発祥地だからだ。

「アラブの春」と日本のメディアは一括りにしているが、実はそんな簡単なものではないと私は思っている。革命が起きたリビアは西欧(NATO)の関与が想定され、小さなデモから発生したシリアの運動も西欧とサウジアラビアの武器供与で内戦にまで発展してしまっただけで、では民衆が声を上げたチュニジアは？ 私たちに感動を与えたチュニジアの国民は今どうしているのだろうか？

WSFが開催される2ヶ月ほど前、チュニジアの左派の活動家ショクリ・ブライドが暗殺された。こんな中で無事に開催出来るのだろうかという危惧もあったが、それはまったく杞憂となった。オープニングデモの道路は全面的に解放され、沿道には多くの市民が並び、呼びかけると次々に参加してきた。会場となったエル・マナール大学(マナールは光り輝く場所という意味)では女学生が自分たちの革命を誇らしげに語ってくれた。海外からの参加者は報道によれば5万から7万人とのこと。地元チュニジアから2万人。土地柄パレスチナの団体も数多くのイベントを開催していた。配布されたプログラムはアラビア語、フランス語、英語と多言語にわたっている。

初日のオープニングイベントが女性の権利の集会だったことは、革命後のチュニジアのWSFにかける女性たちの思いがよく表れていたのではないだろうか。独裁政権崩壊後、アラブの民衆革命は結果的にイスラーム勢力の復活を生んでしまった。それはこれまで弾圧に耐えながらも貧民層に援助をしてきた彼らの功績の賜物ではあるのだが、女性の尊厳をどう考えるのかという点で原理主義的イスラームは革命を支持した女性たちとは一線を画す。イベント会場の壇上にはチュニジア、レバノン、シリアなどの女性たちが座り、次々と連帯のスピーチを行なった。西欧のグローバリズムに反対するが同時にイスラームの復興にも反対だという女性たちの明確な意思が感じられる。ショクリ・ブライドの妻が登場すると会場の雰囲気はさらに盛り上がった。1000以上のイベントが開催されたが私にはあの集会だけで十分であった。それほど感動的な集会だった。

夜になると街の大通りで若者たちがロックイベントを開き、通りに面したカフェでは多くの市民が語らっている。「我が故郷、チュニス」という演劇の看板が目についた。何はともあれ芸術と自由があれば、チュニジアは自分たちの道を歩み続けるだろう。

最後に、UNHCRを中心に世界の活動家がWSFで「移動の権利」(難民問題)を議論していた頃、会場に入れないリビア難民たちが自らの生存をかけてハンガーストライキを行っていたことを報告しなければならない。WSFは世界を動かせるのだろうか？ 疑問はつきない。

実感 戦争と平和

小さい九条の会会員・日本友和会理事 木村宥子

この春私はチュニジアWSF2013に参加した。

会場の一角にはアウシュビッツの写真と共に、今、パレスチナで起きていることの写真がセットにしたパネルが何枚も並べられていた。遺体が何体も並べられている写真、兵士が子どもに銃口を向けている写真など、何度も見たことのあるナチスの残虐な行為の写真と、今イスラエルがパレスチナ人に行っていることの写真とは驚くほど似ていた。

私はキリスト教徒である。どんな宗教でも「殺してはいけない」と教えている。キリスト教、ユダヤ教も例外ではない。キリスト教は10世紀以上にわたって、数えきれないほどの戦争とその原因をつくってきた。そのためにどんなに沢山の人が苦しみ死んだことか。

そのことを自覚したうえで、なお私はイスラエルに言いたい。

「今、明らかにイスラエルはイスラエルの神に逆らい、神に唾している。神は武器を持って人を殺せとはどこにもいっていない」と。

イスラエルとパレスチナの問題には、キリスト教側も深い罪を背負っている。

その原因を作ってきたこと、痛めつけられている人々を横目に見て通りすぎていることだ。

では具体的にその責任と罪の救いをどこに求めたらいいのか。神に祈るだけか。私は日本の憲法九条に求める。「永久に戦争を放棄する」と決めた日本の九条は世界中のあらゆる法の中で、最も神の意志に沿ったものだと思うからだ。まずはパレスチナの人々の側に立つこと、この問題に向き合い具体的に動くこと。それは敵対することではない。パレスチナ側が納得できる平和と安全が得られることは、イスラエル側にもそれが得られることに他ならない。

話し合いで解決を目指すことはあたりまえのことであり、それぞれの信じる神や仏が望んでいることだという意識をもてば、世界の政治家も市民も殺し合い以外の道を選び取ると私は信じる。「世の中そんな甘いものではない」という人もいよう。でも、戦って勝ったら幸福になるのか？ 勝ったら得をするのか？ たとえ勝っても、勝った側の家族も傷つき生活は破壊される。戦争では死の商人以外に誰も得する者はいない。結局は、戦争をしない道を探るのが一番経済的にも得であり安くつく。何より安全である。だから憲法九条に生きるのが一番合理的で現実的なのだということだ。

私にとっての希望は、世界の流れは今、安倍政権が目指す「憲法を変えて国防軍を持つ」という方向とは真逆の方向に進んでいることを、チュニジアWSF2013から実感できたことだった。

韓国・民弁との平和交流の報告

弁護士 島田修一

1. 5月14日、民弁(民主社会のための弁護士会)との交流に参加した。日本側は日朝協会、日本国際法律家協会、自由法曹団東京支部、9条世界会議・関西実行委員会から総勢17名。民弁からは8名が参加し、ソウルの民弁の事務所において3時間意見交換した。



2. 民弁会長ジャン・ジュン弁護士の歓迎挨拶に続き、米軍問題委員会委員長のチョ・ヨンソン弁護士から、主に北の核問題にどう向き合うべきか、が報告された。

韓国政府のそれは「北はまず核を放棄せよ」。しかし、市民団体の多くは「放棄しない限り援助しない、では解決しない」「北との意思疎通こそ大事」「6ヶ国協議を早期に再開すべきであり、南の政府が主導的に対話を求めていくべきだ」の声が多数。また、対話を進めていくためにも北への2つの「威嚇」を見直すべきだ、と。1つは、軍事予算。南の軍事費は34兆ウォン(3兆4000億円)で国家予算の10%、対する北の国家予算は22兆ウォン(2兆2000億円)。南の国防費は北の国家予算よりずっと多い。この数字が北への威嚇となっている。2つは、米韓合同軍事演習。今年3月から始まった合同演習にはB52爆撃機やステルス戦闘機、航空母艦ニミッツが参加。「米韓合同軍事訓練で北を威嚇することを中止せよ」が市民団体の要求。休戦協定から60年経過。威嚇を止め、対話を繰り返し、休戦協定を終戦協定(不可侵条約)に変えなければならない。民弁はその努力をしている、との決意が伝えられた。

続いて、日本から団東京支部の早田由布子次長がレポート。日本国憲法誕生の由来とその理念を紹介した後、安倍政権が高い支持率を背景に改憲策動を強めている憂慮すべき現状と、これに対する反対運動の広がり。同時に、国民の中に生まれてきている慢性的政治不信、中国脅威・北朝鮮脅威の喧伝、領土問題を契機とする武装化支持の高まり、ネット右翼や在特会の動向など、軽視できない国内状況のもう1つの側面。現在の状況を的確に分析したレポートであった。その後、質疑、意見交換、9条世界会議関西の参加要請と続いた。

3. 交流を通して明らかになったこと。それは、韓国の人々は今の日本に対し厳しい眼差しを向けている、ということである。「侵略という言葉の定義は変わる」「靖国は祖国のために亡くなった方への慰霊だ」との安倍発言、閣僚の靖国参拝、更には橋下徹の「慰安婦必要」発言など、過去の歴史を認めない日本の政治家の軍国主義化への発言や動きは、自分たちの過ちを認め、その反省とそのための行動をしっかりとってきたドイツと全く逆の動きである、と

の厳しい批判が出た。

翌日もその光景を目にした。ソウルの日本大使館前に皆で行ったが、そこでは日本軍「慰安婦」への抗議活動が行われていた。1992年から毎週水曜日、すでに1000回を超えたとのことだが、ハルモニ(お婆さま)を真ん中にして200名以上、多くの若い女性と沢山のTVカメラ(TV東京も)が集まり、ハルモニと支援女性団体の発言が続いた後、自由法曹団東京支部の斉藤園生事務局長が連帯挨拶し、盛大な拍手が送られた。そこで目が留まったプラカード。何と書いてあったか。日本語(ひらがな)で「れきしをわすれた みんなぞくに みらいはない」。

先の侵略戦争で日本軍は2000万人に及ぶアジアの人々を殺戮したが(世界で6000万人)、その戦争の惨禍を引き起こしたことを深く反省し、二度と戦争はしない、平和な国際社会をつくるその先頭に立つとした決意と世界への公約を「わすれた」ばかりか、「反省・決意・公約」に逆行する安倍政権への韓国の人々も怒りがプラカードに込められていた。日本軍国主義から35年に及ぶ植民地支配を受け、多くの犠牲を強いられた韓国の人々が怒るのは当然である。

4. 民弁は、韓国の民主化運動が軍事独裁を倒した1987年の翌年、進歩的な弁護士が初めて「集団」として活動するために結成された(団員800名)。私は5年前に行われた民弁創立20周年記念行事への出席以来の民弁との交流であったが、9条改悪は「日本の問題だけでなく、北東アジア全体の平和に影響する」ものであり、北東アジアの平和構築のためにも9条改悪は絶対に許さない、が交流をとおして確認できた。北東アジアは今でも大量の通常兵器と核兵器が集中し、対立と緊張が続いている地域。その緊張状態を打開し、多国間協力による平和的安定の構築へ向けて踏み出すためにも、9条改悪は絶対に阻止しなければならない、「れきし」(歴史)を伝え、「対話」を求める声を広げていかなければならない、以上を確認した。

また、9条改悪を許さない国境を超えた連帯活動を進めていくことも確認された。2008年5月、「9条世界会議」が千葉・幕張で開かれたが、そこに参加した民弁の人々は3万人もの参加者を見て驚き、日本の平和団体の運動に感動した、と今回述べられた。その世界会議の成功が改悪阻止の大きな力となったことは記憶に新しい。5年後の今年10月13、14日、「9条世界会議・関西」が大阪で開かれる。安倍政権の改悪策動が強まる今、全国そして世界から多くの人々が世界会議(13日国際会議、14日は1万2000名)に結集し、連帯の力で阻止していかなければならない。実りの多い交流でした。

ブッチさんのインターンシップについて

ブッチ・ポンゴスさんの研修紹介

弁護士 笹本 潤

2013年4月に来日したフィリピンのミгранテ・インターナショナルのブッチ・ポンゴスさんは、来年3月まで1年間の研修をしています。今までの主な活動と、今後の活動予定です。特にタンゴールミгранテ(移民を守れ)の弁護士、市民団体、フィリピン人のネットワーク作りにも今後とも力を入れていきます。



ブッチ・ポンゴスさん

1. 入管行政や法制度の研究・調査

新入管法の下での入管行政の調査を文献、聞き取りなどを通して行っています。2013年7月の75人の大量強制退去処分についてはフィリピンの現地でも調査をしています。

2. 訴訟支援

入管に収容中の人に対する、強制退去処分取消訴訟に対する知識面でのサポートをしています。収容者やその家族への生活サポート活動や、フィリピンでの必要書類の情報提供や調査活動では現地ならではの役に立つ情報を提供してくれます。

3. フィリピン人会の支援

KAFINやミгранテ支部の確立に向けてのサポート活動。名古屋、仙台、千葉などで。

4. 大学での講義

東大の難民ゼミにおいてフィリピンの移民の権利状態について報告。

5. 「原発と人権ネットワーク」でのプレゼン

原発を運転停止に追い込んだフィリピン・パターンでの反原発運動の報告。

《今後の予定》

1. 他の法律家団体においてフィリピン移民の実態と法的支援を求める活動
 - ・11月11日 青法協国際委員会で移民問題学習会(英語)
2. 大学や法律家団体での講演
 - ・9月2日18時～「原発輸出と国際ネットワーク」 場所:弁護士会館10F
主催:原発と人権ネットワーク
 - ・9月4日埼玉大学にて「フィリピン移民問題の講義」
3. 大阪や他の都市におけるフィリピン人会設立のサポート活動
4. フィリピン映画「ミгранテ」上映(1000円)
 - ・9月28日18時～岐阜県・県民ふれあい福寿会館
 - ・9月29日18時～名古屋・港区役所ホール
 - ・10月6日15時～東京・青山学院大学6号館621
 - ・10月7日14時～仙台・メディアテーク
 - ・10月14日15時～東京・赤羽カソリック教会ホール

困窮する移住民のために法的支援を： フィリピンの準法律職従事者の日本での任務

ブッチ (Mr. Luisito M. Pongos)

法律家になる、というのが子どものころのボクの夢でした。12歳のときボクが考えたことは、フィリピンのような貧しい国で法律家になれば、お金が儲かり、家族にとっても自慢になるだろうということでした。

でも大学に行き、考えが変わりました。フィリピン大学では、フィリピン学生同盟(LFS)の活動家として、大学キャンパス政治に飛び込むことになりました。それまでに、ふつうのフィリピン人家庭がなんとか食べていくためだけでもどんなに頑張らなければならないのか、たっぷり見てきました。人々の役に立つためには、法律家として宣誓する必要はないということも、身につけてきました。

大学を終えると、ボクは、平和運動や社会変革をめざす草の根の活動にますます深くのめり込むようになりました。そんなとき、MIGRANTEと出会いました。この団体は、フィリピン社会でも周辺に押しやられているさまざまな分野にまたがって会員を擁する、フィリピン人移住民の世界的な連合体です。そういう人たちの集合は、「海外フィリピン人労働者(OFWs)」と呼ばれ、家族が食べつなぐことを願い、また家族たちの抱く夢の実現のため、やむなく母国を遠く離れた世界各地で働いています。これまでボクは、自分の使命はこういう人たちの手助けだと思っています。

今日、海外で働く同胞は1200万人を超えており、世界各地200を超える国におよんでいます。若くて体力もあると、サウジアラビアで建設労働者として働き、香港、ロンドン、シンガポールでは家政婦として働き、合衆国では看護師として働き、オーストラリアやカナダでは農場労働者として働き、ヨーロッパでは船員として働くなどなど。日本では、同胞の数は20万人を下らず、そのうち多くは、ナイトクラブやバーでエンタティナーとして働く女性です。

フィリピンの労働者が大量に海外に流出しているのは、母国の現状を映し出す鏡のようなものです。それは、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマーその他アジアの多くの貧困国の民衆が、あらゆる危険を冒して、仕事を求め、あるいは豊かな生活を約束されて、少なくとも彼らはそう信じて、日本に入国してきている数十万人の移住民と何ら変わるところはありません。稼いだお金を送金して、経済を動かしているのですから、それぞれの国で、彼らは、現代のヒーローだと言えます。でも悲しいことに、日本での生活は、バラ色の花道(安逸なもの)ではなく、むしろ苦闘と苦労と苦痛の物語と言わざるを得ません。

日本国際法律家協会(JALISA)は、全国人民法律家同盟(NUPL)やMIGRANTE・インターナショナルと連携して、アジア地域における困窮して不利な状況に置かれた移住民に法的な支援を提供することを約束し、その一環として、日本での1年間の法律インターン計画を締結し、その結果、MIGRATE・インターナショナルで16年以上活動し、現在では、アジアおよび中東地域の国際コーディネーターとして仕事をしている私を、有償で日本に派遣してくださいました。このきっかけとなったのは、2010年10月にマニラで開かれた第5回アジア太平洋法律家

会議(COLAP-5)です。ここで、アジア太平洋地域から参加した法律家たちが、海外移住労働に内在するさまざまな法的問題に巻き込まれて悩まされている移住民のために、法的な弁護を早急に提供することが必要だと認めたわけです。

このインターン計画のおかげで、ボクは、もっと日本の移民を扱う法律や実務について学ぶ絶好の機会を得ました。その反面、JALISAの会員は、日本に住むフィリピン人に関わるフィリピンの法律や実務を知る機会を得ることになります。言い換えると、この計画は、日本における外国人移住民に関わる法的な事件を処理する法的な基準や方法を理解するのを助けるものという意味があります。

ボクが4月遅くに日本に来て、インターン計画を実施してからもう1ヶ月が経ちましたが、はっきり言って、これまでのところ、ボクにはものすごい勉強になりました。JALISAの皆さんたちも、同じく、たくさん学んでいただければうれしいです。

ボクにとってわくわくする思いがあるのは、JALISAとMIGRANTE・ジャパンの傘下に、日本国内に、「タンゴル・ミгранテ(Tanggol Migrante) (移住民擁護という意味のタガログ語)のネットワークをつくらうというアイデアです。移住民たちの惨状、とりわけ人身売買、労働搾取、ドメスティック・バイオレンス、差別、人種差別や外国人排斥運動、嫌がらせや脅迫などの被害者たちに応える活動はなにかと考えると、タンゴル・ミ格蘭テを設立することを思いつきました。これは、法的擁護の仕組みであると同時に、日本における移住民のための支援計画でもあります。

たとえば、「新入国管理法」などの日本の移民法の改正によって、移住民は、境遇を改善する手がかりを与えられるというよりも、一般的にいて、たくさんの圧力を受けることになりました。これはまさに、日本における移住民の組織的な排除をひき起こすものであって、「多元的文化主義」というかけ声とは遙かにかけ離れたものとなっています。あらゆる角度から見て、新法は、

移住民をもっぱら取り締まるものであって、たとえ移住民がすでに日本社会に根を下ろして生活している場合であっても、移住民を公然と犯罪化することによって、移住民を排除しようという日本のやり方をもっぱら強化していることから、「新送還管理法」と名付けるべき内容を持っています。

もしこの法律が全面的に活用されるようになれば、日本の収容施設が移住民で満杯になり、彼らはあらゆる種類の法的問題を抱え込んでいる状況が目に見えます。



2012年11月、フィリピン大学法科大学院での国際移民労働者の権利に関する国際民衆法廷で、ブッチさんと記者



2013年5月にブッチを歓迎するJALISAメンバー

ブッチさんの インターンシップについて

そのとき、誰が彼らの面倒を見るのでしょうか。誰が彼らを擁護するのでしょうか。十分な保護がないと、日本にいる移住民たちは、結局、ますます弱い立場に追いやりられ、人権侵害を受けることになります。法的な支援がなければ、日本にやってくる前と同じく、彼らは、孤立無援の状態に置かれることになります。

移住民も人間です。かれらの権利は人権なのです。「タンゴル・ミ格蘭テ」は、支援計画であって、ボクのJALISAでの1年間インターン計画の基礎となりました。タンゴル・ミ格蘭テは、日本にいる移住民の声を反映するもので、政策立案者も含めて、日本人たちを一致結束させ、意味のある変革を求めるものです。移住民の権利を擁護し、その声を代弁し、将来、移住民たちが虐待や搾取を受けたりしないように保護する国内的・かつ・国際的な人権文書をつくり、社会における移住民たちのものすごく大きな貢献を認知するためには、何も法律家になる必要はないのです。でも、法律家が移住民の救援に参加すれば、ふつうの日本人の目から見ても、支援活動がいっそう重要なものとなり、「今でしょ!」という注意を惹くに違いありません。

ボクのインターン計画が進むにつれて、日本のあらゆる場所で移住民を喜んで擁護する弁護士が出現する日が来ることを願うようになりました。裁きを下したり、差別をしたりする弁護士ではなく、移住民を人間として認め、理解し、その権利もまた保護され、擁護されるべきということを理解する弁護士が必要です。

ボク自身はたぶん法律家になりません。でも、ボクは人権の擁護者です。日本人の弁護士が移住民のための弁護士になってくれさえすれば、日本社会の中でも本当の多元文化主義の実現に一步近づくことができるでしょう。これがボクの将来像です。日本で準法律家インターンをする意味はここにあります。

(訳:新倉修)

第18回IADLブリュッセル大会について

IADL事務局長／青山学院大学教授 新倉修

第18回大会+総会が来年4月15日(火)～19日(土)に予定されている。大会テーマは「人民の権利のための法律家活動Lawyering for People's Rights」。日程は、復活祭休暇でブリュッセル自由大学(Vrije Universiteit Brussel)を安い会場費(5日間で15000ユーロ)で借りられるので、こうなった。前日に執行部会(ビューロー)が開かれ、ホテルでの参加登録があるが、翌15日午前8時30分から受付を開始し、9時30分開会。全体の骨格は、これまでの大会と同じだが、10の分科会を半数ずつそれぞれ1日かけて開催し、昼休みにはサイドイベントとして21あまりのトピックを用意し、さらに書籍の展示や販売、ポスター発表なども予定されている。準備にはチームを結成し、膨大な事務を処理することになるが、7月20日には専用のウェブサイトを立て、告知や連絡に活用する。分科会のイメージ・ペーパーは共同議長が執筆するが、遅切が8月15日なので、公開はもう少し先になる。膨大なレポートのプリントアウトや同時通訳(英・仏・アラビア語・スペイン語)と会場費などの費用をまかなうために、これまでのような先進国と発展途上国とで登録料に差額を設け(200ユーロと100ユーロ+学生50ユーロ)、職歴の若い参加者への割引を導入し、登録料以外に1人100ユーロの寄付を1000口集める予定。大会の共催団体としてすでに、ベルギーの労働団体に賛同を得ているが、さらにイラク戦争を裁く民衆法廷を実現したブリュッセル・トリビュナル(Brussels Tribunal)の同意も得られる予定。

総会・全体会のゲスト・スピーカーとしては、ピレイNavi Pillay国連人権高等弁務官、Kumi Naaidoなどに接触し、そのほか、Miguel d'Escotoやラテン・アメリカの活動家、さらにはサミール・アミン Samir Amin、Jean Zieglerなどにもあたっている。そのほかにも、アムネスティ・インターナショナル、世界人権連盟(FIDH)、国際法曹協会(ICJ)、世界評議会(WPC)、グリーンピースなどにも参加を呼びかけている。

| | | |
|---------|---|--|
| 4/14(月) | 14:00～17:00 18:00～ | 執行部会議 ホテルでの参加登録 |
| 4/15(火) | 08:30～09:30 09:30～11:40 11:50～14:00 12:00/13:00 14:00～16:45 | 参加受付 開会式 IADL会長／来賓+実行委員会構成団体代表 昼食 ゲスト+IADLメンバー サイドイベント 全体会 全体テーマ+分科会テーマへの意見とコメント |

| | | |
|-------------|--|---|
| 4/16(水) | 09:00～11:40 11:50～14:00 12:00/13:00 14:00～17:00 | 分科会1～5 基調報告2人+討議／参加者報告5人 昼食 サイドイベント 分科会1～5 参加者報告4人+一般討議 →総括報告者による要約 |
| 4/17(木) | 09:00～11:40 11:50～14:00 12:00/13:00 14:00～17:00 | 分科会6～10 基調報告2人+討議／参加者報告5人 昼食 サイドイベント 分科会6～10 参加者報告4人+一般討議 →総括報告者による要約 |
| 4/18(金) 総会 | 09:30～11:50 11:50～14:00 12:00/13:00 14:00～17:00 | 午前の部 総会に参加しない人には、 昼食 別のプログラムを用意する予定 代表団会議 総会午後の部 会合用の部屋も用意する |
| 4/19(土) 全体会 | 09:30～11:50 11:50～14:00 12:00/13:00 14:00～17:00 | 分科会報告 各分科会報告1～10と大会宣言の提案 昼食 サイドイベント 一般討議 宣言の採択 閉会式 IADL会長・役員のスピーチ/ 文化的な行事／1人7分 |
| 4/20(日) | 10:00～13:00 | 新執行部会議 |

次に大会2日目と3日目は、分科会にあてられるが、第1分科会は、「平和」について、平和への権利、平和憲法、武力介入、沖縄基地問題、外国軍隊の到来を許容する協定(Visiting Forces Agreement)、リビア問題、アフガニスタン戦争、コロンビアの事態、コスタリカの経験、核兵器廃絶、挑戦問題、無人攻撃機(ドローン)の違法性、化学兵器、劣化ウラン弾、枯葉剤、平和交渉と国際法などのテーマを扱う。共同議長は、JALISAの新倉とベルギーのSelma Benkhalifaが担当し、総括報告者の一人はコスタリカのロベルト・サモラに依頼している。

第2分科会は、全米法律家協会の会長Vanessa RamosとベルギーのJoke Dereymaekerが共同議長となり、キューバ、南アフリカ、ハイチ、パキスタンなどで司法の独立や法律家とりわけ弁護士に対する攻撃との闘い、司法制度の民主化などを扱う。

第3分科会は、マイラー会長が共同議長となり、ネオ・リベラリズムの嵐の中における労働権・労働組合権をテーマとする。IADLの真骨頂とも言えるテーマで、欧米の労働運動や労働弁護活動の直面する課題と展望が議論される予定。

第4分科会は、移住民・移住労働者の権利を扱う者で、イタリアのFabio Marcelliが共同議長

を務める。フィリピンからブッチさんをインターンとして受け入れて、日本での移住民・移民労働者の問題の掘り起こしと解決のための組織作りが取り組まれている現在、地球横断的な連帯・連携につながる絶好の機会と言える。

さらに第5分科会は、抵抗権・抗議権・団体形成権などをテーマにインドの元裁判官Vijender Jainが共同議長となる。グリーンピースの運動では、デンマーク、ベルギー、日本からの参加を見越しており、ブラックリストやブラック企業、オキュパイ運動、パレスティナとの連帯運動、テロ対策立法、フィリピンやトルコ、コロンビアの暴動対策法、デモの自由や表現の自由、解放運動の活動家に対する刑事弾圧の問題点、ベルギーやイギリスにおける刑罰に準じた行政的な抑圧政策など、豊富な話題と経験の交流が予定されている。

第3日目には、第6分科会から第10分科会が組まれる。

第6分科会は、Roland Weylが共同議長となり、本年5月のパリ会議の成果を元に、さらに新しい民主的な世界経済秩序の構築に向けた戦略会議の様相が呈している。Samir Aminの参加も予定している。日本での憲法25条をめぐる優れた運動や理論形成を発信したいところだ。

第7分科会は、アメリカのLennox Hindsが共同議長となり、ルワンダに関する国際刑事裁判所での弁護活動やICCでの取り組みなどを含めて、またIADLニューヨーク国連本部代表としての活動や人脈を通じて、国際刑事司法の現状に鋭く迫るテーマだ。フィリピン略式処刑と呼ばれる「暗殺」事件、国連総会で継続して取りあげられている刑事事件の普遍的管轄の在り方をめぐる問題、人為的な災害や人権侵害について多国籍企業の刑事責任を追及する方策、NATOの免責制度の問題点等が取りあげられるが、在日米軍の地位協定から生じる米兵による犯罪に対する対策の在り方について言えば、橋下徹大阪市長が「風俗を活用しろ」と「アドバイス」したことは「不適切だった」とアメリカ軍・アメリカ人への「謝罪」という「珍事」を招いたが、アメリカ連邦上院軍事委員会が女性議員の圧力の元で、軍内部における「レイプ」の実態の解明と早急な対策を扱っている。日本でも、カミングアウトしたジェーンさん(warriors Japan)が鋭く迫る課題でもある。

第8分科会は、2010年のマニラでのCOLAP5で、ロメオ・カプロン氏(故人)が基調講演で切々と訴えた民衆のための法律家活動をさらに掘り下げて議論する。フィリピンのNUPL事務局長でもあるEdre Olaliaが共同議長となり、チュニジア、エジプトでの民衆蜂起における法律家の役割、ラディカルな法律家の経験談、国民解放運動における法的な助言活動、フィリピンにおけるRomeo Capulongなどの体験を取りあげる予定。

第9分科会では、イギリスのホールデン社会主義法律家協会(新倉・『法の科学40号』参照)に属するRichard Harveyが共同議長となり、健康権・清潔な環境を議論する。もちろん、日本の福島原発問題も取りあげる予定。トリノでのアスベスト訴訟は刑事罰の活用を含むものであり、多国籍企業に対する訴訟(最近では、スズキが出資しているMaruti-Suzuki Indian Limitedでの暴動問題が注目を浴びている)、地球温暖化、ポパール化学工場爆発による大量ガス中毒死問題、有毒廃棄物問題、きれいな水を求める権利、さまざまな環境訴訟、労災や職場の安全環境問題まで幅広く取りあげる予定。

第10分科会は、ジェンダーの平等やさまざまな差別問題を取りあげ、オーストリアの弁護士で自ら「アウシュビッツの子ども」というEvelyn Duermayerが共同議長となる。彼女は、IADLの機関誌編

集長でもありウィーンの国連機関でのIADL代表でもある。

分科会のテーマと組織構成

| 分科会・テーマ | 共同議長 | 共同議長 | 総括報告者 |
|---------------------------------|------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 1 平和 | 新倉修 | Selma Benkhelifa | 1 Roberto Zamora 2 未定 |
| 2 司法の独立、 法律家の保護、 民主的な民衆司法 | Vanessa Ramos | Joke Dereymaeker | 1,2未定 |
| 3 労働権 | Jeanne Mirer | Jan Buelens | 1,2 未定 |
| 4 移住民の権利、 人種差別との闘い | Fabio Marcelli | Marie Pierre De Buisseret | 1,2 未定 |
| 5 抗議・結社の権利 | Vijender Jain | Oliver Stein | 1 Diletta Tatti 2 未定 |
| 6 危機、負債、 新民主的経済秩序 | Roland Weyl | Enrico De Simone | 1,2 未定 |
| 7 不処罰と国際司法 | Lennox Hinds | Loica Lambert | 1 Caroline Driessen 2 未定 |
| 8 人民のための 法律家活動 | Edre Olalia | Joke Callewaert | 1,2 未定 |
| 9 健康権、清潔な 環境への権利 | Richard Harvey | Emmanuelle Schouten | 1,2 未定 |
| 10 平等を求め 差別と闘う | Evelyn Duermayer | Mieke Van den Broeck | 1,2 未定 |

また主に昼休みに1時間ずつの時間帯を利用して、サイドイベントも数多く組織する予定である。ラインアップは以下の通りであり、日本からも何かサイドイベントを持ち込むことも可能だ。特に15~18は、IADLの組織活動ともかかわる。19には、2010年のマニラでのCOLAP5の次を議論する絶好の機会である。インドのJitendra Sharmaの尽力で一時はネパールでのCOLAP6の開催も企画されたが、仕切り直して、「大アジアカ」(進藤栄一『大アジアカの世紀』岩波新書参照)が待望される今、地域共同体の結成以外に展望は開けないという状況にどう取り組むかが問われている。進藤氏は、領土・領海問題や核兵器開発・原発問題など、小競り合いを続けることによって軍事的緊張を高めるよりも、かつて岡倉天心が推奨した「アジアは一つ」という「理想」を具体化する智慧を絞ることが大事だと説いている。

サイドイベント:想定されるテーマとコーディネーター

| | | |
|---|----------------------|--------------|
| 1 | Cuban Five | |
| 2 | パレスティナ | |
| 3 | アラブの春 | |
| 4 | ソーシャル・メディアと進歩的な法律家活動 | Bill Bowring |

| | | |
|----|---|-----------------------|
| 5 | エーセント・オレンジ(枯葉剤) | |
| 6 | バスクにおける法律家 | Iratxe |
| 7 | ハイチ | Mario Joseph |
| 8 | フィリピン | |
| 9 | コロンビア | |
| 10 | トルコ | |
| 11 | ヨーロッパにおける進歩的法律家(AED-ELDH) | |
| 12 | 裁判監視・観察のための研修 | |
| 13 | トリノにおけるアスベスト訴訟裁判 | Bill Bowring |
| 14 | クルド人の権利 | |
| 15 | 国連機関におけるIADLの活動 | UN代表 |
| 16 | 女性のコーカス | Evelyn and Barbara |
| 17 | 若い法律家のコーカス | |
| 18 | IADLのアカデミック・ネットワーク | Marjorie |
| 19 | COLAPの準備 | Edre, Osamu, Vijender |
| 20 | 法律家に対する弾圧への緊急応答ネットワーク | |
| 21 | ICLR, Ictur, 労働弁護士のヨーロッパ・ネットワーク | |
| ☆ | 書籍の展示 | |
| ☆ | 友好団体のプレゼンテーション (CCR-ECCHR, WPC, AED-ELDH, etc) | |

このほか、さまざまな文化行事も予定され、会場外でも交流や観光を通じて、大いに盛り上がることも重要な国際交流でもある。ベルギーはフラマン語圏とワロン語圏との間で深刻な分裂があり、長らく首班指名ができなかったという歴史があるが、他方、ブリュッセルはEUの本拠地であり、カカオや金、ダイヤモンドは、世界的な市場をもち、またブリュージュやアントワープ、ゲントなども歴史のある絶好の観光スポット。ワッフルやチョコレートはベルギーの発明品であり、「小便小僧(マヌッケン・ピス)」という愛らしいキャラも有名。会場の都合で4月のこの時期となったが、是非、多数参加して、将来の展望を切り拓きたい。

大会の運営や総会の準備にあたっては、学術委員会、規約改正委員会、大会宣言起草委員会、決議委員会、役員指名委員会もつくられる予定であり、日本の組織的な活動力は高く評価されているので、それぞれの委員会にも積極的に参加して、COLAP6や次期大会に向けて、たくましく国際活動を広げていきたい。

その前に、IADLとしても、10月13日・14日の関西9条世界会議にできるだけ参加するよう、組織的な取り組みを強めており、また9月26日から29日にかけて、アルジェで執行部会とシンポジウムを予定している。アラブの春にIADLとして肯定的に取り組むとともに、70年代のマルタ大会・アルジェ会議などで活躍し、その後IADL書記長・会長を歴任したアマール・ベトゥーミ (Amar Betoumi) 名誉会長の追悼の意味も込められている。

大西照雄さんを偲ぶ

青山学院大学教授 新倉修



大西照雄さんが亡くなりました。享年70歳。若すぎる、早すぎる、悲しすぎる、別離だ。辺野古のヘリ基地建設反対協議会共同代表という新聞で紹介された肩書き以上に、同志として、先輩として、先達として、尊敬に値する人物だった。

初めての出会いは、1995年9月に北京での世界女性権利会議から帰った沖縄の女性が、3名のアメリカ兵(海兵隊員と海軍兵士)による女子小学生に対する「暴行」事件に抗議して、活動を始め、沖縄全体が怒りと憤りに包まれた

後、IADLに呼びかけて、国際法律家調査団が、1996年2月にレノックス・ハインズIADL副会長を団長として、調査に入り、調査報告書を携えて、ケープタウンでのIADL大会に報告して、基地撤去を求める決議を得て、その後、ワシントンDCに乗り込んで、要請活動をするときに、教研集会の終了後、その足で、訪米要請団に参加して下さったときだった。沖縄からはJALISA副会長の芳澤弘明弁護士と反戦地主の島袋善祐さんも参加された。

その後、2008年の幕張での9条世界会議にも、法律家企画の「環境と基地」にパネリストとして遠路はるばる膨大な映像やデータを携えて参加して下さった。また、民科法律部会が2012年3月に沖縄で合宿したときにも、辺野古での説明役を買って出てください(写真参照)、かつては、キャンプ・シュワブとの境には、<無断立入が日本の憲法と法律によって罰せられる>という「警告文」があり、大問題になったという「秘話」を明かして下さい。

安倍内閣は、アメリカの歓心を買うため4月28日を「主権回復の日」として、東京裁判の否定論を引っ込めるそぶりを示した。しかし、沖縄の人たちには、沖縄が本土から切り離す「第二の沖縄処分」という恥辱の日として記憶されている。大西さんも、優れない体調にもかかわらず、渾身の力を振り絞って、撤回と謝罪を要求したに違いない。

私たちは、「貧困と恐怖から自由な世界の平和」を実現しようという気高い宣言を行った日本国憲法前文を一步進めるために、いまこそ「平和への権利」宣言を国連で宣言するように、力を合わせて、10月13日・14日の関西9条世界会議の成功と、2014年4月15日～19日のブリュッセルでのIADL世界大会の成功と、アジアにおける平和共同体の建設に向かおう。自らのボートを操り、釣りを楽しんだという大西さんの偲び、改めて「命(ぬち)どう宝」の精神を実現するために、この悲しみを乗り越えよう。



「沖縄の〈怒〉」 ガバン・マコーマック+乗松聡子著

宮坂 浩



オーストラリア国立大学名誉教授のガバン・マコーマック氏とピース・フィロソフィー・センターの代表で、国法協の会員でもある乗松聡子さんとの共著「沖縄の〈怒〉—日米への抵抗」(法律文化社)が2013年4月に出版されました。

この本は、英語で執筆された「Resistant Islands: Okinawa Confronts Japan and the United States」の日本語版で、ノーム・チョムスキー氏や「敗北を抱きしめて」の著作で知られているジョン・ダワー氏等が推薦文を寄せ、高い評価をしています。

本では、琉球王国が日本に強制併合された琉球処分により差別的構造が作り出されたこと、1945年の沖縄戦では、沖縄は「皇土」と国体を守るための「捨て石」にされ、沖縄の人口の4分の1から3分の1にあたる12万人が殺戮されたこと、戦後、沖縄は米国の「太平洋の要石」とされ、昭和天皇は、沖縄の分離と米国の長期軍事占領を希望したこと、1952年のサンフランシスコ講和条約により本土の米国占領は終わったが、沖縄本島と周辺の島々、宮古・八重山諸島は1972年まで米国占領が続いたこと、1972年の施政権返還は、沖縄の肥沃な土地と空、海を米国が占領し続けるもので、「返還」とはほど遠いものであったこと、冷戦終了後、沖縄に基地を置く理由はなくなったのに、むしろ米軍再編で基地機能は強化され、沖縄の負担は加重されたことなどの歴史をひもときながら、現在の沖縄の問題を分析、論評しています。そして、大田昌秀元知事ら沖縄の抵抗運動を担ってきた人々へのインタビューは、沖縄の人たちの視点を提供してくれると同時に、日本の本土人の沖縄への構造的差別の問題を私たちに提起しています。

「沖縄にとって不当な現実、米軍事支配を受ける『戦争国家』として、憲法9条を持つ『平和国家』から切り離された1952年、そして安保改定によりその分断が再確認された1960年を経て、1972年の『返還』時に日本国憲法とその主権在民、基本的人権、平和主義の保障が沖縄に適用されるはずだったのに、実際には安保条約(密約部分を含む)が憲法の優位にたつ状態がずっと続いていることである。」というこの本での指摘は、まさに現在の沖縄問題の本質であると思います。

そして、英語版のタイトル「抵抗する島々: 日米に立ち向かう沖縄」を、日本語版では「沖縄の〈怒〉」としたように、沖縄の過重基地負担やそれを生み出す構造的差別について、私たち日本人は自分の問題として捉え、主権侵害を許す日米安保と地位協定の改訂や廃棄について、真剣に取り組まなければならないと思います。

そして、英語版のタイトル「抵抗する島々: 日米に立ち向かう沖縄」を、日本語版では「沖縄の〈怒〉」としたように、沖縄の過重基地負担やそれを生み出す構造的差別について、私たち日本人は自分の問題として捉え、主権侵害を許す日米安保と地位協定の改訂や廃棄について、真剣に取り組まなければならないと思います。

編集後記

7月の参議院選挙は与党が圧勝し、明文・解釈の両面からの改憲策動が強められています。国会で改憲勢力が多数を占める中、改憲阻止のたたかいは正念場を迎えます。私たちは、9条世界会議など国際連帯活動を通じて、改憲阻止のたたかいの一翼を担いたいと思います。

JALISA活動日誌

2013年

| | | |
|----|--------------|-------------------------------|
| 3月 | 4(月) | 日本国際法律家協会・第3回理事会 |
| | 26(火), 27(水) | ワールドソーシャルフォーラムWSF(チュニジア・チュニス) |
| 4月 | 8(月) | 日本国際法律家協会・第4回理事会 |
| | 27(土) | 9条世界会議・関西の第1回東京準備会 |
| 5月 | 10(金) | 日本国際法律家協会・第5回理事会 |
| | 14(火) | 韓国民弁との交流(ソウル) |
| | 24(金) | 9条世界会議・関西の第2回東京準備会 |
| | 25(土) | 国連・平和への権利 5・25スタート集会(青山学院大学) |
| | 31(金) | ブッチさんの歓迎会 |
| 6月 | 2(日)~ | 平和への権利・人権理事会第23会期 |
| | 5(水) | 日本国際法律家協会・第6回理事会 |
| | 27(木) | 9条世界会議・関西の第3回東京準備会 |
| 7月 | 4(木) | 日本国際法律家協会・第7回理事会 |
| | 16(火)~21(日) | 反基地世界会議とフィリピン国際人権会議(マニラ) |

今後の予定

| | | |
|-----|-------------|--|
| 8月 | 2(金) | 平和への権利・国連人権理事会報告(青山学院大学) |
| | 3(土) | 国連人権理事会「平和への権利宣言」と日本国憲法「平和的生存権」を考える-第1回専門家会議(法政大学) |
| | 10(土) | ベトナムダオキシンデー(武蔵野公会堂) |
| | 30(金) | 移民問題学習会 |
| 9月 | 2(月) | 原発と人権集会 |
| | 11(水) | 日本国際法律家協会・第8回理事会 |
| | 26(木)~29(日) | IADLビューロ会議とシンポジウム(アルジェ) |
| 10月 | 1(火) | 日本国際法律家協会・第9回理事会 |
| | 13(日) | 9条国際会議(関西大学千里キャンパス) |
| | 14(月) | 9条世界会議・関西(大阪市中央体育館) |
| 11月 | 11(月) | 日本国際法律家協会・第10回理事会 |
| 12月 | 7(土) | 日本国際法律家協会・第36回定期総会(青山学院大学・予定) |
| | 26(木) | 日本国際法律家協会・第1回理事会 |

2014年

| | | |
|----|-------------|--------------------|
| 1月 | 16(木) | 日本国際法律家協会・第2回理事会 |
| 4月 | 14(月)~19(土) | 第18回IADL大会(ブリュッセル) |